

「八島英雄編「教祖伝資料集」から見えて来るもの②—こかん考」

教祖の末娘こかんは立教の前年、天保8(1837)年に生まれ、明治8(1875)年に39歳の若さで没しています。亡くなった年の6月に流産されてから病の床にあったと伝えられています。この「6月に流産」したという事実は『稿本天理教教祖伝』には「こかん身上」とあるのみで、教内ではほとんど知られていないようです。教内でよく知られている「こかん」像は17歳の時に十三峠を越えて大阪に行き、道頓堀で神名流しをしたということでしょうか。この話は、現在の「神名流し」や「小寒様に続く会」などの十三峠越え行事のモデルであります。これ以外のこかんについての話は教内ではほとんど語られることはありません。

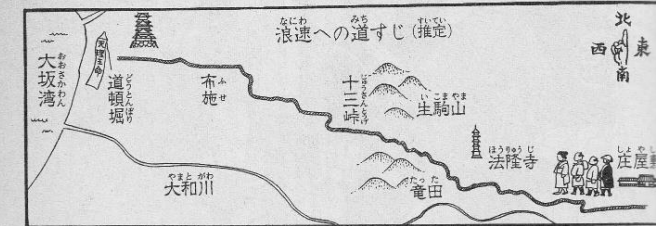
ただ、この大阪での神名流しの話は、後の世の創作である可能性が大変高いということは、少し教祖伝に関心のある方々には、よく知られているようです。

では、こかんの実像とはどのようなものだったのでしょうか。また、事実が語られなくなり、創作の話のみが広く知られるようになったのはなぜなのでしょう。

八島英雄編「天理教資料集」には23ほどのこかんに関する資料が出ています。今回はこれらの資料から、こかんの実像に迫ります。



十三峠にあった表示板
現在は撤去されている



八島英雄編「教祖伝資料集」
にある「こかん」関連資料

23ある資料は①こかんの一生、②大阪神名流し、③こかん裁許状とつとめ場所普請、④おはるの後添いに行ったこかん、に分けられます。次ページはそれによる分類です。

No.	タイトル	内容	出典
8	「こかん」について	「若き神」おさしづ表記部分、大阪布教	「おさしづ」、『復元』30号。
9	こかん大阪布教2	No.8の続き、大阪布教初出資料(明治31)	『復元』30号。
10	小寒子略伝 3-1	20歳の頃藤助と婚約し3年暮らした	『増野鼓雪全集』第22巻。
11	“ 3-2	10年間ほど、「若い神」と呼ばれた	“
12	“ 3-3	梶本に行くにあたり、「3年のみ」の条件	“
29	神祇管領裁許状秀司、こかん	こかん名義が先で、後秀司が取得	『天理ムック』2号、八島英雄
30	『御水屋敷人足社略伝』	こかん名義裁許状取得の経緯	『御水屋敷人足社略伝』
83	つとめ場所	つとめ場所に関する『正文遺韻』「小寒子略伝」の記述	『正文遺韻』、『増野鼓雪全集22』
92	最初の御苦勞	明治7年大和神社事件からこかんの死まで	『天理教綱要昭和五年版』
169	小寒様大阪御布教の道順に就いて2-1	こかん大坂布教の道順	『復元30号』
170	小寒様大阪御布教の道順に就いて2-1	こかん大坂布教の道順	『復元30号』、八島英雄
248	おばさん	飯降政甚が語った教祖3-2(お春の後添いにこかんが行った)	『新宗教』1916.01大平隆平
766	名はたまへ	明治8年に生まれた「たまへ」が男であった理由	『おふでさき講義』1929.教義及史料集成部編. 八島英雄
772	おやしきの変遷	安政2年頃一主屋売却、こかん離婚	『おやしき変遷史図』を八島英雄が修正
773	こかんについて3-1	こかん年表	八島英雄
774	こかんについて3-2	こかんについて一八島英雄. おふでさき11号解釈	八島英雄. 『神の実現としての天理教』
775	こかんについて3-3	中山家過去帳	『新宗教』大正5年1月号
897	なはたまへ	たまへは小寒の子、小寒は真之亮の義母、11-26解説	八島英雄、『復元39号』不燦然探知簿、『神の実現としての天理教』
908	稿本天理教教祖伝の虚構①	施し、こかんの大阪布教に関する調査	『復元30号一史実校訂本中一』、八島英雄解説
909	稿本天理教教祖伝の虚構②	こかんの大阪布教に関する調査	『復元30号一史実校訂本中一』
910	稿本天理教教祖伝の虚構③	施し、こかんの大阪布教に関する調査	『復元30号一史実校訂本中一』、「おさしづM31.07.14」、八島英雄解説
952	初めの許可はこかん名義のみかぐらうたの真理布教	こかん、秀司の吉田神社裁許状取得2-1	八島英雄、「天理教の神話と民衆救済」(村上重良『仏教と日本人⑩民衆と社会』1988.所収)
953	初めの許可はこかん名義のみかぐらうたの真理布教	こかん、秀司の吉田神社裁許状取得2-2	「天理教の神話と民衆救済」(村上重良)

	【こかん略伝】	
10～ 12	小寒子略伝 1～3	『増野鼓雪全集』第22巻「小寒子略伝」全文を3枚に分けて掲載。ポイント1. 20歳の頃藤助と婚約し3年暮らした。ポイント2. 10年間ほど、「若い神」と呼ばれた。ポイント3. おはるの後添いとして梶本に行くにあたり、「3年のみ」の条件を教祖が付けた。
773	こかんについて3-1	八島英雄氏作成こかん年表。
	【大阪神名流し】	
8	「こかん」について、大阪布教1	「若き神、名はこかん」とあるおさしづ表記部分。『復元30号—史実校訂本中—』P168、大阪布教について。
9	こかん大阪布教2	No.8の続き、『復元30号』P169～171、大阪布教について。明治31年初代真柱作、『教祖伝』大阪神名流しの初出資料。
169～ 170	小寒様大阪御布教の道順に就いて	こかん大阪布教の道順、『復元30号』P173～177。道順をなぜ検討したのかについての八島英雄氏の見解あり。
908～ 910	稿本天理教教祖伝の虚構	こかんの大阪布教に関する調査。『復元30号』P168 (No.8)、P169～170 (No.9)、P171 (No.9) の再掲。借金返済の大阪行きが神名流しの話になったとの解説あり (No.910)。
	【こかん裁許状とつとめ場所普請】	
29	神祇管領裁許状秀司、こかん	こかん及び秀司名義の裁許状写し。こかん名義が先で、後秀司が取得。
30	『御水屋敷人足社略伝』	こかん名義裁許状取得の経緯が記された『御水屋敷人足社略伝』のその部分。崩し字のため判読は容易でない。
83	つとめ場所	つとめ場所に関する『正文遺韻』及び「小寒子略伝」の記述。『正文遺韻』には棟上げ後事情が出来て返済に困った旨が書かれている。「小寒子略伝」にはお金に困ったとは書かれているが「事情」については触れていない。
952～ 953	初めの許可はこかん名義のみかぐらうたの真理布教	村上重良「天理教の神話と民衆救済」P204～208 (『仏教と日本人⑩民衆と社会』1988)。こかんの裁許状取得から、秀司の取得に至る経緯がまとめられている。
	【おはるの後添いに行ったこかん】	
92	最初の御苦勞	『天理教綱要昭和五年版』の明治7年大和神社事件からこかんの死までの状況。
248	おばさん(飯降政甚が語った教祖3-2)	『新宗教』大正5年1月号。おはるの後添いに行ったこかん—教祖は行ってはならぬと言ったが、その言を用いなかったもので、早く逝ったといわれている。
766	名はたまへ	『おふでさき講義』1929.教義及史料集成部編。明治8年にまつゑの子として生まれた「たまへ」が男であった理由。後に「たまへ」になるまちは明治10年生まれであり、明治8年の生まれた子として、智生童子があてがわれた。
774	こかんについて3-2	『神の実現としての天理教』→「道の真柱と定められたこかん」との記述がある。
775	こかんについて3-3	『新宗教』大正5年1月号。中山家過去帳(こかん死亡、梶本宗治郎贈小寒、智生童子死)
897	なはたまへ	明治8年にこかんは流産が原因で亡くなっている。たまへは小寒の子の可能性があり、真之亮はこかんを義母と呼んでおり、流産したのは梶本宗治郎との間に出来た子と思われる。11-26解説は「道の真柱」とされていたこかんの死という視点からのものである。



小寒子略傳

誕生

文政十一年四月、御教祖三千一歳の時、乳不足にて困難せる、隣人足達家の幼兒を預り、乳を與へて世話し給ふ中、黒衛衛と變じれば、御教祖は神明に祈願し、吾が子二人の生命を捧げ、満願の上は我が身も召させ給へと、御心深く誓ひ給うた。

神は御教祖の至誠を受納し給ひ、足達家の幼兒は日を満ちて全快したが、深き聲に年と共に果された。即ち天保元年二女安子殿の降誕と、天保六年四女常子殿の死は、全くこれが爲であつた。後年二人の壽命を一時に迎へ取つては氣の毒であるから、一度迎へ取つて又宿し込み、生れた者を又迎へ取つた」との天啓は此の事情を説明せられたものである。

二女の降誕により御教祖は、天なる感動を心霊に受け給うたのみならず、天保八年十月二十六日、長男秀司殿の足痛が、後継者市兵衛の祈禱にて平癒したのを見給うて、御教祖の靈性が著しく日躍りて來たのである。未女小寒殿は斯うした靈氣に満たされた、御教祖の胎教を受けて、天保八年十二月十五日、此の世に誕生せられたのである。時期風氣を刺す小寒の季節であつたから、名を小寒と命せられた。天啓に依れば二女安子殿の再生であるから、小寒殿は二度の再生を得て出生せられたのである。

一前世に於て再度死を以て、御教祖立誓の約を果し給うた小寒殿は、生を現世に受け給うても、決して幸福なる御身ではなかつた。二才と雖も未だ誕生日も來らぬ、天保九年十月廿六日に、御教祖に神慮の一大事が現れたので、神意を奉じ給ふに専念な御教祖は、吾が子も時には顧み給はぬこともあつた。従つて小寒殿は母たる御教祖と、神たる御教祖を認められねばならぬ地位に置かれたのである。

幼時

天保九年十月廿六日、御教祖に神慮があつて、中山家の全財産を買ひ受けられる約束が、夫善兵衛殿と神慮の間に成立した。神の社である御教祖は、神慮の儘に全財産を、世界助けの爲に施し給うた。一家は日に日に衰退し家運は時と共に傾いた。

小寒殿の幼時は抑うした間に、一人の兄二人の姉と共に過ぎられた。物心附かれる頃になつて、楽しい遊びから歸つた時など、取れ行く我が家を見て、如何に幼な心を痛められた事であらう。然し如何に家運が傾いたと云へ、習ふべきものは習ひ、教へべきものは教へねばならなかつた。小寒殿は針縫ふ道は母たる御教祖に習はれ、讀み書きの道

【こかん】

「子寒子略伝」全文を10~12に収める。こかんが20歳の頃、藤助というものと婚約し中山家で3年ほど一緒に暮らしたこと、10年ほど「若い神」と呼ばれた時期があつたこと、梶本に行くについては「3年の間貸す」との教祖の仰せであつたことなどが記されている。

※「資料」中、黒枠で書かれている部分はデジタル版作成にあたり、資料の意味がより分かるようにと追記したもので、八島氏が作成した元資料にはありません。

は兄たる秀司殿に學ばれた。聰明なる小寒殿は、一度聞けば直ちに會得せられたと傳へらる。後年秀司殿の留守には、代つて讀み書きを村童に教へられたのに依つても明らかである。
小寒殿十三歳の頃には、御教祖の慈愍心は益々強く、人に惡むのを樂しみとし給うた。従つて教祖の言行に對して、村人は云ふに及ばず、親類縁者も皆狐狸の術となし、御教祖を誹謗する聲が、四方八方で聞かれた。
幼き小寒殿は、家運の非なるを見て、心を痛められてゐる其の上に、母に對する非難の聲を聞かねばならぬ、悲しい境遇に生かばならなかつた。然し若き女が常に持つ、明確なる面影の働きは、小寒殿を此の境地から救うて、御教祖の靈應に導いて行つた。
何故母たる御教祖は、衆人の非難に堪へて、此の苦しい道を通られるか。何故全財産を人に與へて、人の助かるのを樂しみとせられるか。小寒殿の心の眼には、それが何れも分つて來たのである。
秀司殿は人の好い、温厚な方であつて、最初は神命を奉じて、唯々として隨つて居られたが、家計日に困難なると、世人の誹謗が盛なる爲、狐狸の類に非ざるかと疑ひ懸うて、心ならずも御教祖を苦しめ給ふこともあつた。
聰明なる小寒殿は、此の父と母との争の中に立つて、他の御兄弟と共に、心苦し思ひを控いて送されたのである。然し一度母が神の社であることを自覺せられた小寒殿は、其所に明らかなる解答を得てをられた。小寒殿の心は父たる善兵衛殿より、母たる御教祖の心に力強く引き寄せられて行かれたのは、蓋し當然のことである。

宣傳

家計の窮乏も里人の嘲笑も、一家の支持者たる父善兵衛殿の在世中は、堪へ忍ぶ道はあつた。けれども嘉永六年二月二十日、父が白玉樓中の人となつてからは、家運は貧のどん底に向つて直下し、里人の嘲笑は何の遠慮もなく、忍び難程骨になつた。
貧窮の生活は御教祖の心に深く其痛めてをられた小寒殿としては、決して堪へ難いものではなかつた。けれども猶疑に満ちた眼差、低い聲で語らるる思言、冷やかな口元に浮べられる嘲笑は、若い女の胸を持つた小寒殿としては、實に苦しき忍従の苦行であつたに相違ない。
然し其の御兄秀司殿は、既に三十三歳の男盛りであつたから、父の機を繼が

れたが、屋々大坂へ出懸けられた。當時長女安子殿も香子殿も、既に他家へ嫁附いてをられたので、小寒殿の従兄弟に當る、忍坂村の勇助、又次郎の兄弟を小寒殿の従者として、御教祖は秀司殿を呼びに遣はされた。
此の時小寒殿は十七歳で、未だ普通の女ならば遠慮であり、茶點の情に心引かれる年であるが、御教祖の思召を懸して、大坂の賑やかな辻々に立ち、南無天理王命と聲高く唱へて歩かれた。是天理王命の名が、大和の地を離れて他國に宣傳された始である。
大坂の人々は小寒殿の、此の御布教を見て、在氣せるものと誤り、氣の毒がつた云ふことである。此の一事を見ても如何に小寒殿が、青春の血に燃え立つ心を以て、信仰に直進せられたか何はれる。後年若い神とも二代神とも稱へられる身となられたのも、決して偶然ではないのである。

婚約

父善兵衛殿が歸幽せられてからは、中山家は一段と家計が困難となつて來た遺産の田地三町歩も、安政二年には十年間の年貢質として金を借り、慈悲の程に充て給うてからは、最悪點へさき油もい、不自由の境涯に陥り給うた。
秀司殿が荷物の行商に、慣れぬ天孫の肩に村々を歩いて、庄屋敷の紋附さんのおた名を取られたのも、此の頃の出来事である。小寒殿が、月の光をたよりに、糸を紡ぎて、足らぬ家計を防げられたのも、亦此の頃の事である。斯くして五年を過ぎることとなつた。
所が小寒殿二十歳前後の頃、御教祖の妹にて忍坂村の西田家へ嫁せられた桑子殿の二男に藤助と云ふ人があつた。御教祖も隨々此の西田家へ訪れ給うた

布教

12
 嘉永六年小寒殿十七歳の時、大坂で神命を招へられて以家、單獨で布教した。その時は無かつた。常に御教祖の膝下にあつて、奉仕の生活を遂げてゐられたので、尋ね来る者に神意を取次いで居られたのであつた。然るに文久三年以後、所々に信者が出来て来たので、時に御教祖を御座す所もあつた。時に依つては小寒殿も御教祖に祈り願つて、信者の家へ出立られる事もあつた。然し天賦は小寒殿が手勢の役をしてをられたので、重立つた信者が隨行する様になつてゐた。小寒殿の行かれた重要な所を擧げるとその如くである。

13
 慶應元年八月十九日、大田原村の山中民から御教祖を御座へ来たので、御教祖、同家へ赴かれ、廿五日迄一週間滞在し給うた。其の時小寒殿は一日遅れて行き、三日滞りして先へ歸られた。

14
 天明元年にも小寒殿は、御教祖と共にこの山中家へ赴かれたと云ふことである。

15
 明治二年、平手村の小寒家へ、御教祖に隨伴してお出でになつた。同家は明治元年秀可殿の御座りなられた、松林の實家である。

16
 明治五年、御教祖は神命に依り、七十五日の御食を行はせらるゝ間に、若井村の松原助兵衛氏が、病氣にて迎へに来たので、御教祖が同家へお移りになり、四日間滞在せられた。其の時小寒殿も同道せられ、同家に於て神意があつた。

17
 明治七年、御教祖の實家である、三味田前川家のおたき殿が病氣にてお勤を行はせられた。其の時小寒殿も人々と同行せられた。

18
 右は御教祖と共に外へ出立られた重要なものであるが、内にあつては、勤め所も出来、慶應三年七月二十三日附で、京都吉田家から、天理王明神の許があつたので、参拜する者が多くなつた。當時上段の間へ御教祖と小寒殿とが並んで御坐りになり、交るゝ神意があつた。

19
 御命日即ち月の廿六日には、御教祖、小寒殿、秀可殿がお勤をせられた。又秀可殿の代りに松林殿が並ばれることもあつたが、其の時分のお勤は、たゞ柏手木を叩いて、南無天理王命を繰り返して唱へるに過ぎなかつた。

20
 其の頃小寒殿は當時流行した、勝山と云ふ變を結び、十二の菊を三つ置いた、黒の被褥を着てをられた。少し面長な顔に、涼しい張りのある眼で、背のすらりとしたお姿であつたと傳へられてゐる。

遺業

21
 元治元年以來約十年の間は、本教立教の基礎を定められた時であつて、本教としては最も重要な年限であつた。此の間御教祖の御身に添うて、其の御業を助けられたのが、實に小寒殿と御降氏とであつた。

22
 元治元年神命に依り、勤め所を建築することに決し、九月十五日に手勢始めを行ひ、十二月中旬に落成した。家は出来たが支拂ふべき金が無い。當時主君の立身にせられた小寒殿は、其の間にあつて非常に心折せられ「二年もすれば年時買の田地が随つて来るので、其の中一反も賣れば返せるから、春迄待つて貰ふ様願つて来て呉れ」と御降氏に御依頼になつた。同氏は小寒殿の意を聴いて、材木屑、瓦屑等に隨りに行かれたのである。これに依つても小寒殿が、如何に勤め場所の建築に、心を勞されたかが想はれる。

23
 慶應二年本教の信徒が、漸次増加するのを鑑み、秋の頃小寒村の不動院の山伏が、手に白刃を握つて難難に來た時、御教祖に代つて小寒殿が對應し、遂にこれを説教せられたのである。

24
 慶應三年一月より八月へ亘つて、御教祖は御神樂歌を御製作になり、同年の冬より明治の初年へかけて、其の手振りを教へ給うた。然し教へられると云つても、自ら形を示されるのではなく、其の意味を以て教へられるので、多くは小寒殿に依つて形傳けられたことである。其の證據には小寒殿御降氏後、御教祖自ら訂正せられた點があるのに依つても明らかである。

25
 明治二年正月より御教祖が、御筆先を御起草になつた。それを小寒殿が「神様が斯う云ふものを御書きになつた」と云うて人々に示し、それから其の御教に依りて筆々と教理を説かれた。

11
 ので、藤助殿の人となりはよく御承知であつた。一方小寒殿は生涯御教祖に添うて、お世話したいお心のあり、御教祖と手離したく思はれなかつたので、從兄弟の間でも、此の藤助殿を小寒殿の妻子に迎へられることになり大和地方の慣例に習うて、足入と云ふのをせられたのである。

12
 然るに中山家は其のどん底の生活であり、西田家は當時相當の資産家であり中山家に於て秀可殿や御教祖に仕へることは、非常に苦痛であつたのと、小寒殿があまり藤助殿を好まなかつたので、約三年程中山家に居られたが、終に結婚をせず、歸られることになつた。

13
 其の時御教祖は藤助殿に「何も持たして歸すものがないから八十迄の壽命をつけてやる」と御せになり、小寒殿に對しては「生涯一人身で過るのやで」と仰せになつたと云ふことである。小寒殿の獨身生活は、此の御教祖の御言葉に依つて、決定せられたのであつた。

修養

14
 若き女が僅儀する結婚は、必ずしも幸福であるとは限らない。況んや靈に目醒め、聰明なる小寒殿と、實面で固きものであるが、何の自覺もない藤助殿とが、生理理合よきことは不可能である。斯うして不縁になつた小寒殿の心は、最早愛する乙女の心ではなかつた。現實の苦味を嘗めた、膽氣な女の心であつた。

15
 其の心を持つて小寒殿は、再び信仰に立ち歸られた。一生を神に捧げて、母と共に聖者に従はんと、強い覺悟をせられたのであつた。其所には様々な精神的事業があつたらう。けれども唯一筋に、神たる母に仕へるのを樂しみとして他に心を向けられなかつた。

16
 其の頃御教祖は最も苦しい道を通つておいでになつた。首を見て後を見ても、何の頼りも無い暗がりの道すがらであつた。然し御教祖の心中には、沈黙の内に恐ろしい強い靈威が閃いて居た。其の胸中の光を以て、暗がりの道を御教祖は、すん／＼進み給うた。

17
 獨身となられた小寒殿の心は、次第に著付くと共に、思ひ無き身の心は漸次明澄になつて來た。御教祖の一言一句が眞に物の味を極に、小寒殿の心に感ぜられて來た。打てば鳴り叩けば響く、同心異體の境にまで進んで行かれたのであつた。

18
 斯く小寒殿が御教祖に奉仕して、實際に精神的修行をせられたのは、二十四歳頃から二十八歳頃迄、約五年の間である。此の修行を経て、神として人々に奉仕せられる身となられたのである。唯惜むらくは此の間の事實が、何等傳へられて居らぬことで、僅かに其の心理を推定するの外ないのである。

若い神

19
 小寒殿が久しい修行に堪へて、神意のある身となられたことは事實であるが、何の神から如何にして、其の地位を得られたのであるかは分らない。唯後年御本府に神意があつて「十年の間若き神と云ふ」と「若い神小寒と云ふ十年間と云ふ」の御言葉に依つて、約十年前間であつたことが分るに過ぎない。

20
 神國の十年間と云へば、應永元年であるが、飯降氏が入信せられた時に、小寒殿から御話を承り、彼小寒殿から神の何を頂かれた事より考へると、其の當時既に小寒殿に神意があつたものと思はれるのである。

21
 所が元治元年と云へば、御教祖が長らくの暗がりの道を通つて、靈光を認められた時であり、本教が人々に傳へられた年である。飯降氏を始め、山中、山澤等の方々が、入信せられたのも此の年である。

22
 此の方々が御教祖の教化を受けられたことは、云ふ迄もない事であるが、直接には多く小寒殿に接して、教を聞かれた様である。何故なら御教祖の御言葉は、預言神秘に充ちてをて、初信の者には容易に理解出来ない語々が、聞かされたのである。それで小寒殿は多く御教祖と信者の間にあつて、取次をせられた點から思ふと、御教祖の御言葉を人々に理解出来るやう説かれたものと思はれる。

23
 聰明にして深しい小寒殿は、斯くして其の靈の國務である、國教士命のお働きである、懇く理を示されたのであつて、これが爲に、信者と御教祖の間が強く固く結ばれたのみならず、兄秀可殿と御教祖の間にも小寒殿の此の特殊な態度で、一家が事無く治まつて行つた。

「小寒子略伝」
② 『増野鼓雪全集 22』

「小寒子略伝」は『増野鼓雪全集22』に収録されています。『増野鼓雪全集』は国立国会図書館がデジタル化しており、各地の協力図書館でも端末画面で読むことができます。

明治八年五月、地場の志を定められる時、小寒殿も御教祖と共に目隠して、中山家の庭を歩かれた。所が不思議に一點に行くとも足が立ち止つて歩けない。其所を地場の中心として、甘藷等の建設せられる地と定められたのである。斯く小寒殿は御教祖の片腕となつて、何かと心を遣されたのである。従つて重要な事件のある時は、必ず御教祖に添うて身の助けとなり、心の助けとなられたので、御教祖は小寒殿を殊に深く愛せられた格である。

歸 函

御教祖の三女にして櫻本村の櫻本家へ嫁せられた香子殿が、明治四年三人の子を産して、遂に歸らぬ旅に赴かれた。其の翌朝御教祖は、一人櫻本家へ行き給うた。

小寒殿が姉香子殿の死を、深く痛み給うたのは當然であるが、それにも増して姉の遺子が、行く末如何になり行くやと、同情の涙に暮れ給うた。其の時櫻本家からは、小寒殿を後妻として迎へたき旨申し込まれた。

其の頃中山家では秀司殿の内室秘技殿が、一家の主婦として万事處理してをられた。從御主君の地位にあつた小寒殿は、最早中山家としては隠居同様の身である。唯御教祖に奉仕して、其の世話をせらるゝのみが、爲すべき凡てであつた。

櫻本家からの申込に對して、御教祖は「小寒は此の屋敷から出るのやない出すのやない」と仰せられて、極力反對し給うたのである。然し小寒殿の心は右の様事情から次第に櫻本家へ傾いて行つた。御教祖は、最早小寒殿の心を引留むる術なしと観て、遂に「三年の間貸す」と仰せになつて、櫻本家へ遣られたのである。

櫻本家に於ける小寒様は、神棚に向つて時々扇の伺をなされたり、山伏等の質問に答へられたり、時には神懸もあつたとの事であり、其の時の扇は今尚櫻本家に保存せられてゐる。

三年の月日は夢の如く過ぎた。御教祖は一日も早く小寒殿の歸られるのを待たせ給うた。けれども既に妊娠してをられた小寒殿は、中山家へ歸るのを好まぬ、況して櫻本家では歸す心は更に無かつたのである。

其所に神意と人意との大きい矛盾がある。見許し聞透してをられた神様も、遂に心得違を諭されるべき時が来た。小寒殿は明治八年六月末に至つて、浴座せられてから病床に親しむ身となられた。

病氣になつては人力で如何ともする術が無い。小寒殿は遂にお地場へ歸つて來られたのである。其の頃御教祖は御筆先に於て「月日より社となるを二人とも、別間隔て置いてもらたら」と仰せになつたのである。然しこれは遂に實現せず終つた。

斯く小寒殿は再び御地場の人となられたのであるが、其の心は元の小寒殿ではなかつた。御筆先に於ても「病氣ではない心違ひや」「月日受合つてしかと助ける」とも「三日日には外へ出るやう」と、種々様々に御諭しがあつたけれども、小寒殿の心は再び取直すことは出来なかつた。

同年九月奈良縣廳より取調の簡があるから、秀司殿同道出頭せよとの命があつた。御教祖は秀司殿の代理辻氏と共に罷り出られた所が「爰りに衆庶を參拜せしめ人を惑すは不都合である」と云ふ理由で、御教祖は三日間辻氏は五日間拘禁せられた。

其の御教祖の留守中、即ち九月二十七日、小寒殿は遂に永久の眠に入られた。三十九年の生涯の長き間、殆ど御教祖の御側を去らず、奉仕の生活を送られたのに、其の死に臨んで母の面影にも涙せず、冷たき留置所の母上を慕つて、歸幽せらるゝ時の心は、如何に残念なものであつたらう。

翌日御教祖が御歸宅になつて、既に冷たい小寒殿の額を撫でて「長らくの間よく仕へて呉れた、死んでも何處へも行かない、輝の救世も同じこと、魂は此の屋敷に留まつてゐるのや、又早く歸つてお呉れ」と仰せられた。そして厚く葬儀を営んで善福寺へ葬り給うた。

天窓に依れば小寒殿は、國族土命の因縁を持つて誕生し給ひ、二十九年の未き年月、本教宣布のため、艱難辛苦の道を通られたのである。愛難の生涯とは、正に小寒殿の一生を云ひ現はす言葉である。歸幽後御教祖は度々、小寒殿に關する御教言をなされた。其の重なるものを摘録すれば

「今度屋敷へ生れる時は、名を玉姫と云ひ、乳や母乳で育てるのではない。廿露で育てる」と仰せになり、又「十八歳迄は人並に成人するが、十八歳から先は、なんば年をとつても、いつも十八の姿や」と仰せになつた。それから御歸幽になつた時「滿三十年経つたら産れて來る」との御言葉があつた。

明治十四年三月、兄秀司殿の御死去の際には「小寒は先へ死んだが、今度の世ではやっぱり姉として生れさす」との御言葉であつた。御本席に神懸があるやうになつてから、時々小寒殿に關することを仰せられたので、是は豫言ではないが書き加へて置く。

明治三十二年七月十四日「さあ〜〜、元々は十年間と云ふ、若き解とも云うたやろ、それは古い事で開分けにならん、若き神と云うた、十年間若き神と云ふ、このもの一つ順序の理二又「若き神名は小寒これも成らん」の中、順序通して若き神、づつと以前にくれた」

明治三十一年八月廿六日御限「若い神小寒と云ふ、十年の間と云ふ、不自由な難儀の中、かうちや〜とこへとちや、節儉なき事情に誘はれ、唯一時の所は逃れるに逃れられん事情から、結構に暮されるもの、此の道の苦勞勞難儀さしたこともある」

此の外にもなほ小寒殿や秀司殿の御苦勞についての御言葉もあるが、傳記としてはあまり重要でないから省略して置く。又小寒殿自ら御教祖の口を借りて御話せられたものもあつて、口傳へにせられてゐるが、これも必要でないから略して置く。

豫 言

昭和四年六月二十五日印刷 昭和四年六月二十八日發行	增野鼓雪全集 第22卷 著者 增野 道雄 發行所 增野 石次郎 甲原者 堀 越 幸	增野鼓雪全集 第22卷 著者 增野 道雄 發行所 增野 石次郎 甲原者 堀 越 幸
------------------------------	--	--

「小寒子略伝」③ 『増野鼓雪全集22』

「教祖伝資料集」は「小寒子略伝」を3枚に分けて全文を載せています。「略伝」は「こかん」を知る上での重要資料です。

『稿本天理教教祖伝』、「小寒子略伝」及び「天理教資料集」の内容を一覧表にしてみました。慶応以降の空白が目立ちます。

年	年齢 数え	稿本天理教教祖伝	天理教資料集	小寒子略伝 ー小見出しー	参考
全体			10～12小寒子略伝、773年表		
1837〈天保8〉	1	12月15日出生		誕生、幼時	
1853〈嘉永6〉	17	大阪で「なむ天理王命」の神名流しをした	8、9、169～170、908～910 史実的疑問の提示	宣伝(秀司を迎えに大阪に行かれた時、 辻々で南無天理王命と唱えられた)	黒船来航
1855〈安政2〉 ～10年間	19	貧の道を通られた教祖、秀司、 こかん	田地質入後じきに布教活 動は始まっている!?	婚約(叔母の子、藤助が3年間足入れ)	田地質入
1857〈安政4〉	21			修養(精神的修行、24～28歳ころ)	仲田入信?
1864〈元治1〉	28	伊蔵の入信時、教祖への取次 第1次大和神社事件のこかん	29、30、83、952、953 こかん名義の裁許状	若い神(亡くなるまでの10年間)	教祖安堵村飯 田家に滞在
1865〈慶応1〉	29	教祖同様教理を取次ぐこかん		布教(教祖と行動を共にされた) 遺業(元治元年以降10年の働き)	
1867〈慶応3〉	31		まつえが中山家に入って、こかんの居場所がなくなる		秀司裁許状
1869〈明治2〉	33				まつえ入嫁
1872〈明治5〉	35		248(おはるの後添いに行った)	帰幽(梶本へ3年間貸す)	
1873〈明治6〉	36		774(道の真柱こかん)		明治6～8年 『おふでさき』 3～11号執筆
1875〈明治8〉	38	身上(病気)になったこかん ちば定めに立ち会うこかん 9月27日、こかん死亡	92(明治7、8年のこかん) 766、897(たまえについて) 775(梶本宗治郎の妻)	帰幽(永久の眠りに入る) 予言	

魂の生まれ変わりの話として語られるこかんの出生

P20～22 こかんの出生 (『稿本天理教教祖伝』)

出産の度にお乳は十分にあったので、毎度、乳不足の子供に乳を與えられたが、三十一歳の頃、近所の家で、子供を五人も亡くした上、六人目の男の児も、乳不足で育てかねて居るのを見るに憫みず、親切にも引き取って世話して居られた処、計らずもこの預かり子が疱瘡に罹り、一心こめての看病にも拘らず、十一日目には黒疱瘡となった。医者は、とても救からん。と、匙を投げたが、教祖は、

「我が世話中に死なせては、折角お世話した甲斐がない。」／と、思われ、氏神に百日の跣足詣りをし、天に向って、八百萬の神々に、

「無理な願では御座いますが、預かり子の疱瘡難しい処、お助け下さいませ。その代わりに、男子一人を残し、娘二人の命を身代りにさし出し申します。それでも不足で御座いますれば、願満ちたその上は私の命をも差し上げ申します。」／と、一心をこめて祈願された。預り子は日一日と快方に向い、やがて全快した。その後天保元年、次女おやすは四歳で向取りとなり、翌二年九月二十一日夜、三女おはる、同四年十一月七日、四女おつねと相次いで生れたが、同六年おつねは三歳で迎取りとなった。同八年十二月十五日には、五女こかんが生れた。

後日のお話によると、願通り二人の生命を同時に受け取っては気の毒ゆえ、一人迎え取って、更にその魂を生まれ出させ、又迎え取って二人分に受け取った、との事であった。

文政十一年四月、御教祖三十一歳の時、乳不足にて困難せる、隣人足達家の幼兒を預り、乳を與へて世話し給ふ中、黒疱瘡と變じたれば、御教祖は神明に祈願し、吾が子二人の生命を捧げ、満願の上は我が身も召させ給へと、御心深く誓ひ給うた。

神は御教祖の至誠を受納し給ひ、足達家の幼兒は目を追うて全快したが、深き誓は年と共に果された。即ち天保元年二女安子殿の歸幽と、天保六年四女常子殿の死去は、全くこれが爲であつた。後年「二人の壽命を一時に迎へ取つては氣の毒であるから、一度迎へ取つて又宿し込み、生れた者を又迎へ取つた」との天啓は此の事情を説明せられたものである。

二女の歸幽により御教祖は、天なる感動を心霊に受け給うたのみならず、天保八年十月二十六日、長男秀司殿の足痛が、修験者市兵衛の祈禱にて平癒したのを見給うて、御教祖の靈性が著しく目醒めて来たのである。

末女小寒殿は斯うした靈氣に満たされた、御教祖の胎教を受けて、天保八年十二月十五日、此の世に誕生あらせられたのである。時期風肌を刺す小寒の季節であつたから、名を小寒と命せられた。天啓に依れば二女安子殿の再生であるから、小寒殿は三度の更生を得て出産せられたのである。

一前世に於て再度死を以て、御教祖立誓の約を果し給うた小寒殿は、生を現世に受け給うても、決して幸福なる御身ではなかつた。二才と雖も未だ誕生日も来らぬ、天保九年十月廿六日に、御教祖に神懸の一大事が現れたので、神意を奉じ給ふに専念な御教祖は、吾が子も時には願み給はぬこともあつた。従つて小寒殿は母たる御教祖と、神たる御教祖を認められねばならぬ地位に置かれたのである。

『稿本』『略伝』ともに、こかんの出生について、足達照之丞をたすけるために自分の子二人をさげたという伝承に基づいて書かれています。

小寒子略傳

誕生

文政十一年四月、御教祖三十一歳の時、乳不足にて困難せる、隣人足達家の幼兒を預り、乳を與へて世話し給ふ中、黒疱瘡と變じたれば、御教祖は神明に祈願し、吾が子二人の生命を捧げ、満願の上は我が身も召させ給へと、御心深く誓ひ給うた。

神は御教祖の至誠を受納し給ひ、足達家の幼兒は目を追うて全快したが、深き誓は年と共に果された。即ち天保元年二女安子殿の歸幽と、天保六年四女常子殿の死去は、全くこれが爲であつた。後年「二人の壽命を一時に迎へ取つては氣の毒であるから、一度迎へ取つて又宿し込み、生れた者を又迎へ取つた」との天啓は此の事情を説明せられたものである。

二女の歸幽により御教祖は、天なる感動を心霊に受け給うたのみならず、天保八年十月二十六日、長男秀司殿の足痛が、修験者市兵衛の祈禱にて平癒したのを見給うて、御教祖の靈性が著しく目醒めて来たのである。

末女小寒殿は斯うした靈氣に満たされた、御教祖の胎教を受けて、天保八年十二月十五日、此の世に誕生あらせられたのである。時期風肌を刺す小寒の季節であつたから、名を小寒と命せられた。天啓に依れば二女安子殿の再生であるから、小寒殿は三度の更生を得て出産せられたのである。

一前世に於て再度死を以て、御教祖立誓の約を果し給うた小寒殿は、生を現世に受け給うても、決して幸福なる御身ではなかつた。二才と雖も未だ誕生日も

嘉永6年の大阪神名流し頃の記述です。「略伝」には教祖の妹の子、藤助がこかんの婿になるため3年間足入れしたことが書かれています。

宣 傳 「小寒子略伝」

家計の窮乏も里人の嘲笑も、一家の支持者たる父善兵衛殿の在世中は、堪へ忍ぶ道はあつた。けれども嘉永六年二月二十二日、父が白玉樓中の人となられてからは、家運は貧のどん底に向つて直下し、里人の嘲笑は何の遠慮もなく、殘忍な秤露骨になつた。

貧窮の生活は御教祖の心に深く共鳴してをられた小寒殿としては、決して堪へ難いものではなかつた。けれども猜疑に満ちた眼差、低い聲で語らるゝ罵詈雑言、冷やかな口元に浮べられる嘲笑は、若い女の誇を持つた小寒殿としては、實に苦しさ忍従の苦行であつたに相違ない。

然し其の頃兄秀司殿は、既に三十三歳の男盛りであつたから、父の後を繼がれたが、屢々大阪へ出懸げられた。當時長女政子殿も春子殿も、既に他家へ縁附いてをられたので、小寒殿の従兄弟に當る、忍阪村の勇助、又次郎の兄弟を小寒殿の従者として、御教祖は秀司殿を呼びに遣はされた。

此の時小寒殿は十七歳で、未だ普通の女ならば娘盛りであり、羞恥の情に心引かれる年であるが、御教祖の思召を體して、大阪の賑やかな辻々に立ち、南無天理王命と聲高く唱へて歩かれた。是天理王命の名が、大和の地を離れて他國に宣傳された始めである。

大阪の人々は小寒殿の、此の御布教を見て、在氣せるものと誤り、氣の毒が つたと云ふことである。此の一事を見ても如何に小寒殿が、青春の血に燃え立つ心を以て、信仰に直進せられたか伺はれる。後年若い神とも二代神とも稱へられる身となられたのも、決して偶然ではないのである。

婚 約

父善兵衛殿が歸幽せられてからは、中山家は一段と家計が困難となつて来た遺産の田地三町歩も、安政二年には十年間の年初質として金を借り、慈悲の料に充て給うてからは、最早點すべき油もない不自由の地運に陥り給うた。

秀司殿が青物の行商に、慣れぬ天秤を肩に村々を歩いて、庄屋敷の紋附さんのあだ名を取られたのも、此の頃の出来事である。小寒殿が、月の光をたよりに、糸を紡ぎて、足らぬ家計を助けられたのも、亦此の頃の事である。斯くして五六年を過ぎることとなつた。

所が小寒殿二十歳前後の頃、御教祖の妹にて忍阪村の西田家へ嫁せられた桑子殿の二男に藤助と云ふ人があつた。御教祖も屢々此の西田家へ訪れ給うたので、藤助殿の人となりはよく御承知であつた。一方小寒殿は生涯御教祖に附添うて、お世話したいお心があり、御教祖も手離したく思はれなかつたので、従兄弟の間でもあるから、此の藤助殿を小寒殿の養子に迎へられることになり大和地方の慣例に習うて、足入と云ふのをせられたのである。

然るに中山家は貧のどん底の生活であり、西田家は當時相當の資産家であり中山家に於て秀司殿や御教祖に仕へることは、非常に苦痛であつたのと、小寒殿があまり藤助殿を好まなかつたので、約三年程中山家に居られたが、終に結婚をせずに歸られることになつた。

其の時御教祖は藤助殿に「何も持たして歸すものがないから八十迄の壽命を付けてやる」と仰せになり、小寒殿に對しては「生涯一人身で通るのやで」と仰せになつたと云ふことである。小寒殿の獨身生活は、此の御教祖の御言葉に依つて、決定せられたのであつた。

P38~41 貧の道を通られた教祖、秀司、こかん (『稿本天理教教祖伝』)
安政二年の頃には、残った最後の三町歩余りの田地を、悉く同村の安達重助へ年切質に書き入れなされた。／ 家族の者は、親神の思召のまに／＼、田畑に出る時にも常に木綿の紋付を着て居たので、近村の人々は、庄屋敷村の紋付さんと呼んで居たが、中でも青物や柴を商うて近村を歩く秀司の姿は、特に人目に付いたので、村人達は、紋付さん／＼。と親しんだ。
教祖の五十六歳から凡そ十年の間は、まことに容易ならぬみちすがらであつた。働き盛りの秀司も、娘盛りのこかんも、一日として、これはと言う日もない中を、ひたすら、教祖の思召のまゝに素直に通つた。

P32~34 大阪神名流し (『稿本天理教教祖伝』)
その日、こかんの一行は、早朝に庄屋敷村を出発して西へ向い、龍田村を過ぎ十三峠を越えて河内に入り、更に西へ進んで、道頓堀に宿をとり、翌早朝から、往来激しい街角に立った。
「なむ天理王命、なむ天理王命。」／ 元気に拍子木を打ちながら、生き／＼とした声で、繰り返し／＼唱える親神の御名に、物珍しげに寄り集つて来る人の中には、これが真実の親の御名とは知らぬながらも、何とはなく、清々しい明るさと暖かな懐しみとを覚える者もあつた。

こかんの神名流しの話は、表紙に明治31年7月3日と書かれている初代真柱中山新治郎(真之亮)の筆になる「稿本教祖様御伝」に出てくるのが最初です。この記述に対して、本席の同年7月14日のおさしづに「改めて変えて出さんならんのも出さなきゃならん」とあるのは、「神名流し」の話はフィクションだから是正せよとの意味だという解釈を八島英雄氏が付けたのが資料No910です。

明治三十一年七月十四日のおさしづは「神名流し」
の話直させるために出された!?

【「こかんの大阪布教」③】

■『復元』第参拾号 教祖伝史実校訂本 中一 天理教道友社発行 P 171

考二十四、小寒様のお大阪布教に御様子に就て (三)

へ、嘉永六丑年。教祖五十六才ノ御片、即チ明治三十一年ヨリ四十六年前ニ當ル。小寒様、當十六歳。忍坂又吉、其外二三名大阪ノ町ヲ辻々町々ヲ南無天理王命々々々々連呼シテ廻レリ。尤モ教祖ノ命ニヨル。

(初代管長様御手記、『教祖傳』明治卅一年七月三日)

秀司の悪行で破産し、借金を返しに行った大阪行を教祖の布教活動が原因と偽った。教祖伝草案として初代真柱が明治三十一年七月三日に発表された後に、教祖伝は正しく改めよと、明治三十一年七月十四日のおさしづで是正せよと言われた。教祖五十年祭の前に、中山正善二代真柱が集成部会議を行ない、教祖伝のフィクションを是正せよとした。けれども、『稿本天理教教祖伝』にまで訂正されずにフィクションが残ってしまった。

八島英雄

■『おさしづ』昭和五十六年十月二十六日縮刷版二版 天理教教会本部発行

明治三十一年七月十四日夜

(前略) 若

き神、名はこかん。これらは成らん／＼の中順序通して、若き神はずつと以前に暮れた。知って居る者ある。よく傳え。又秀司という、めん／＼の心、樂しみ一寸通りたなれど苦勞の道筋、どうなりとして通りた。内にすつきり無いようにした。中に一寸話し難い處もある。年限古き處どうであった。それはなあと
いう事もある。よく傳え合ひ話してくれにやならん。これが第一。改め變えて出さ
んならんもの出さなきゃならん。聞いて満足。知らん事は尋ねてくれ。尋ねて分から
ん事、席に尋ねたら順序の理は重々の理に論ず。取り損い聞き損いありてはならん。

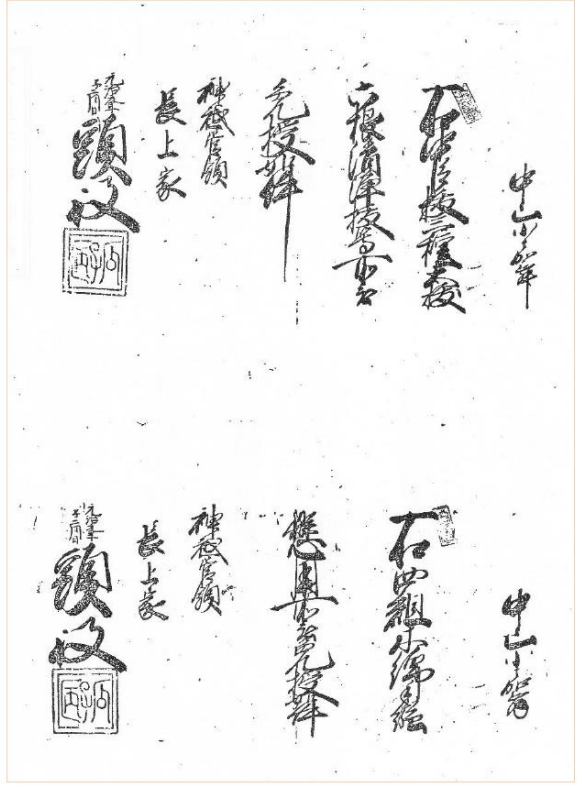
29	神祇管領裁許状秀司、こかん	こかん及び秀司名義の裁許状写し。こかん名義が先で、後秀司が取得。
30	『御水屋敷人足社略伝』	こかん名義裁許状取得の経緯が記された『御水屋敷人足社略伝』のその部分。崩し字のため判読は容易でない。
83	つとめ場所	つとめ場所に関する『正文遺韻』及び「小寒子略伝」の記述。『正文遺韻』には棟上げ後事情が出来て返済に困った旨が書かれている。「小寒子略伝」にはお金に困ったとは書かれているが「事情」については触れていない。
952～ 953	初めの許可はこかん名義のみかぐらうたの真理布教	村上重良「天理教の神話と民衆救済」P204～208(『仏教と日本人⑩民衆と社会』1988)。こかんの裁許状取得から、秀司の取得に至る経緯がまとめられている。

【吉田神祇管領裁許状—秀司及びこかん】

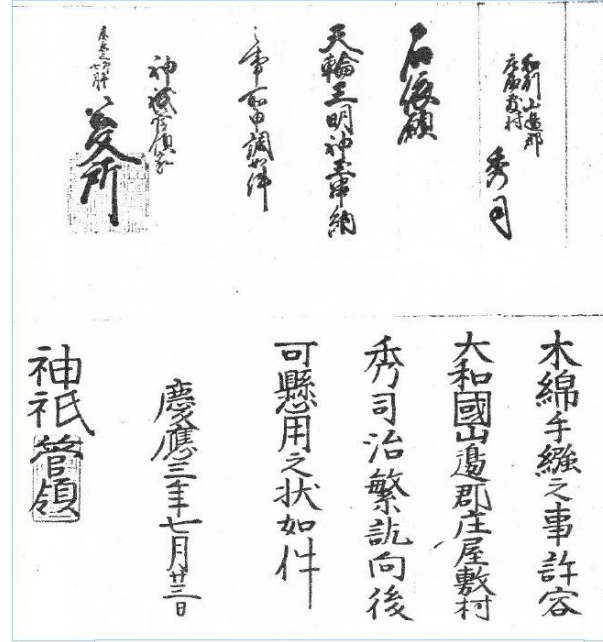
『稿本』に「慶応三年六月、添書の願を古市代官所へ提出し、領主の添書を得て、秀司は、山沢良治郎と共に、守屋筑前守も同道して京都へ上り、吉田神祇官領に出願し、七日間かゝって、慶応三年七月二十三日付けで、その認可を得た。」とあるのが、『ムック天理』2号の秀司名義の裁許状である。

こかん名義の裁許状は、1981年に一期講師として天理に来ていた小松崎吉夫氏が村屋神社にあったものを譲り受け、教会本部史料集成部に渡したものである。教会本部では入手後もまったくこの史料について触れていない。ここに資料としてあるのは、小松崎氏が本部に渡す前に写真を撮っていたことによる。この資料については『御水屋敷人足社略伝』に記載があり、慶応元年の大和神社事件とのつながりも考えられる教祖伝において大変重要なものである。

『中山みき研究ノート』P135.八島英雄.1987



『ムック天理Ⅱ 人間誕生』P162



▲吉田神祇管領から秀司に与えられた、布教公認の書状2通。木綿手織(ゆうたすき)とは、神につかえるとき掛ける白い襦のことで、この許可はつまり、教導職を与えられたことを意味する。山伏、僧侶、神官らの攻撃をさけるために、慶応3年夏、吉田神祇管領の許可を受けた。

1981年に村屋神社で見つかった「こかん名義の裁許状」は、元治元年から慶応3年に到る「おやしき」周辺の動きに大きな意味を持ったと考えられます。しかし、天理教教会本部はその発見後もその存在について全く触れていません。

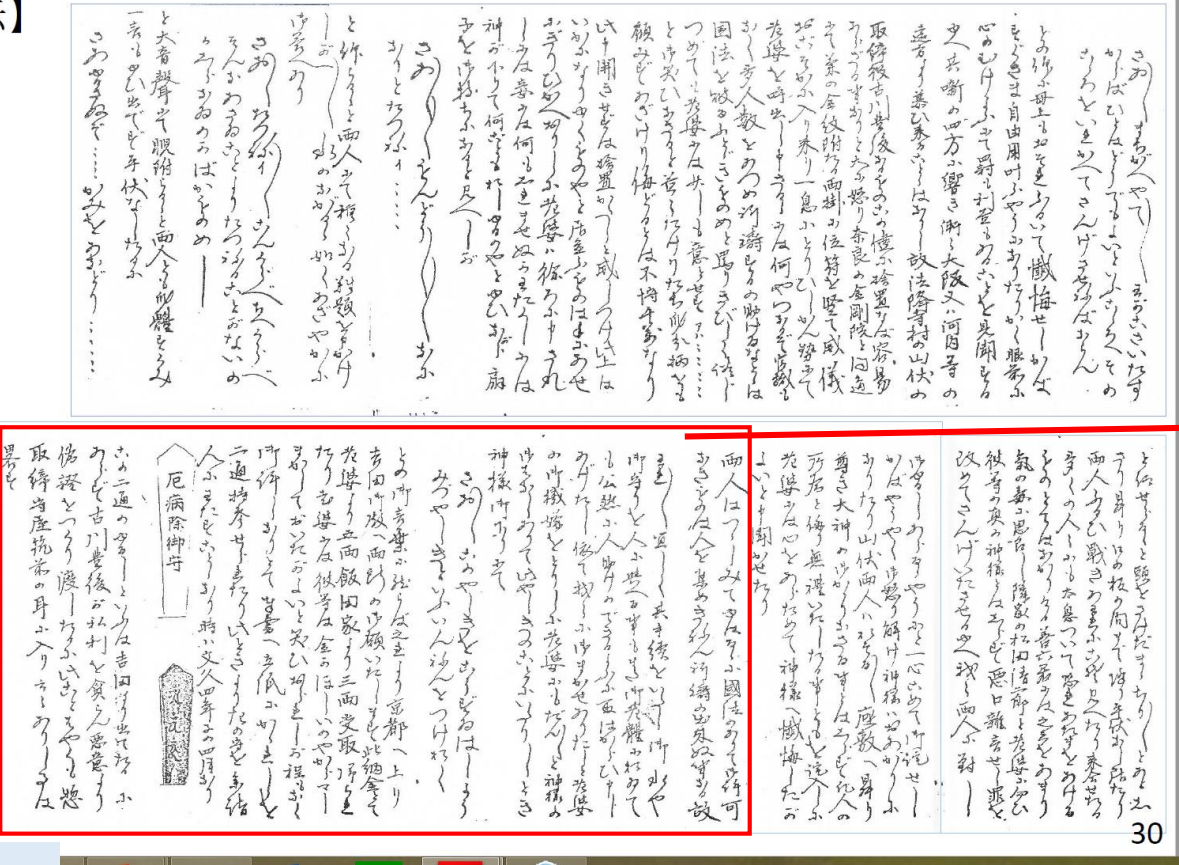
資料No952,953は宗教学者の村上重良氏が八島氏の見解などを参考にまとめたものです。

【御水屋敷人足社略伝】

「抑も御水屋敷人足社と称するは神道天理教会本部を西を距る二里、即ち奈良県生駒郡安堵村大字東安堵五十一番地、天理平安支教会と長飯田岩治郎太壽（もかかず）君にして君の家代々豪農の名、世に知られたり」という文から始まるこの本は、平安大教会初代会長飯田岩次郎氏の伝記である。文久3年、教祖は岩治郎の腹痛のおたすけに安堵村へ行かれた。そこから、教祖と岩次郎の関係が生まれる。ここに引用されている部分は、教祖が安堵に來てそこを訪れ、教祖との問答ののち吉田神祇管領の裁許状を取得するについて、その裁許状が「29資料」である。

教祖伝資料集No30

No30は「こかん名義裁許状」取得時の様子が書かれている『御水屋敷人足社略伝』の当該部分です。くずし字で読みづらいので活字に直したものを付けました。最後の「此事早くも、総取締守屋筑前の耳に入り、云々ありし」ということの意味が重要になってきます。この裁許状を教内人として最初に目にした小松崎吉夫氏が「中山小嘉舞の裁許状の件により、大和神社事件後の慶応元年頃から、秀司先生と筑前守が急速に接近し、慶応三年の裁許状交付の引き金になったことは間違いない」（「東王京16号」1988）と記したのが、まさに「云々」の内容でしょうか。



兩人ハ謹んで云わるゝに、国法のありて御ゆるしなきものハ、人を集め祈念祈祷の出来ぬ事なる故、我々宜敷その手續を致し、御水や御守を人に興へることゝ、又御老体に於ても、公けに人助けの出来るよふに、取計ひ申上たし、依て我々におまかせありたしと、老婆の御機嫌をとりしに、老婆にも段々と、神様の御話しありて、此のやしきのことに至りし時、神様御下りにて

サア／＼このやしきを、こふずいばしよふ、みづやしき、といふいんねんをつけおくと、の御言葉に、然らば之より京都へのぼり、吉田御殿へ両所の御願いたします、此の納金とて、老婆より五両、飯田家より三両、受取帰られたり、／＼老婆にハ、彼等にハ金が欲しいのだから、まア任かしておいたがよいと、笑ひ居られしが、程もなく御許なりとて、法書へ立派にかゝれしを二通持参せられたり、此時より左の守りを、参詣人へ渡すことゝなり、時に文久四年四月なり、（御守りの絵、略）

この二通のゆるしと云ふハ、吉田より出でたるにあらず、古川豊後が私利を貪らん悪意より、偽証をつくり渡したるに、此事早くも、総取締守屋筑前の耳に入り、云々ありし事ハ略す、

小寒殿が久しい修行に堪へて、神懸のある身となられたことは事實であるが何時頃から如何にして、其の地位を得られたのであるかは分らない。唯後年御本席に神懸があつて「十年の間若き神と云ふ」また「若い神小寒と云ふ十年間と云ふ」の御言葉に依つて、歸幽前十十年間であつたことが分るに過ぎない。

歸幽の十年前と云へば、慶應元年であるが、飯降氏が入信せられた時に、小寒殿から御話を承り、後小寒殿から扇の伺を頂かれた事より考へると、其の當時既に小寒殿に神懸があつたものと思はれるのである。

所が元治元年と云へば、御教祖が長らくの暗がりの道を通つて、曙光を認められた時であり、本教が人々に傳へられた年である。飯降氏を始の樹井、山中山澤等の方々が、入信せられたのも此の年である。

此の方々が御教祖の教化を受けられたことは、云ふ迄もない事であるが、直接には多く小寒殿に接して、教を聞かれた様である。何故なら御教祖の御言葉は、豫言神秘に充ちてをつて、初信の者には容易に理解出来ない節々が、間々あつたのである。それで小寒殿は多く御教祖と信者の間にあつて、取次をせられた點から思ふと、御教祖の御言葉を人々に理解出来るやう諭されたものと思はれる。

聰明にして優しい小寒殿は、斯くして其の靈の因縁である、國狭土命のお働きである、繼ぐ理を示されたのであつて、これが爲に、信者と御教祖の間が強く固く結ばれたのみならず、兄秀司殿と御教祖の間柄も小寒殿の此の物柔かな處置で、一家が事無く治まつて行つた。

P49～50 伊蔵参詣の際、教祖に取り次ぐこかん （『稿本天理教教祖伝』）

元治元年五月の或る日、伊蔵が参詣して、こかんに、妻が産後の煩いから寝ついて居る旨を述べ、おたすけを願つた。こかんが、この由を教祖に取り次ぐと、教祖は、／「さあ／＼、待つて居た、待つて居た。」／と、喜ばれ、

「救けてやろ。救けてやるけれども、天理王命と言う神は、初めての事なれば、誠にする事むつかしかる。」

と、お言葉があつたので、こかんは、三日の願をかけ、散薬を與えた。教祖は、これより先、

「大工が出て来る。出て来る。」／と、仰せられて居た。

伊蔵は、櫛本村へ戻つて、妻のおさとにこの由を話すと、おさとも大そう喜び、教えられた通り、腹帯を取り除き、散薬を、早速一服、夜一服明方一服頂いた処、少しく気分が良くなった。伊蔵は、夜の明けるのを待ち兼ねてお屋敷へ帰り、こかんにこの旨を申し上げると、

「神様は、救けてやろ、と仰しゃるにつき、案じてはいかん。」

と、教えられ、更に散薬を頂いて戻り、おさとに頂かせると、夕方から大そう楽になった。伊蔵は、その夜、三度お屋敷へ帰つた。

こかん名義の裁許状を得た元治元年頃には、飯降伊蔵の他山中忠七、山澤良助などが入信しています。その新しい信者と教祖の間に入って分かりやすく教理を説いたのがこかんであったということについて、『稿本』も「略伝」も共通した記述がされています。

これを脱被せられたのである。

慶應三年一月より八月へ亘つて、御教祖は御神樂歌を御製作になり、同年の冬より明治の初年へかけて、其の手振りを教へ給うた。然し教へられると云つても、自ら形を示されるのではなく、其の意味を以て教へられるので、多くは小寒殿に依つて形附けられたとのことである。其の證據には小寒殿御歸臨後、御教祖自ら訂正せられた點があるのに依つても明らかである。

次ページに拡大版あり

『正文遺韻』のこの部分が該当する箇所は山名大教会から昭和12年に発行される前に、『増野鼓雪全集第5巻』P177(昭和4年発行)に収録されているが、そこには右記引用部分は欠けている。

しまして、六十七歳の御時、元治元年の式月に、只今本部員たる山中様の御親父、忠七様と申す御方が、御内儀の助かつたところから、御信心なされまして、その六月のはじめに、飯降伊蔵さま、則ち只今の御本席さままでござります、御内儀が産後の煩ひを御助けいたゞいて、御信心なされまして、その月の廿六日に、神さまのおさしづによつて、ふしんのもやうとなりまして、だん／＼御本席様がおほねをりあそばされ、山中様も力をそへ、そのほか十名ばかりも共に心をあはせた人がござりまして、十月の廿六日までに棟上げができましたが、一寸事情ができました、十名の人は皆信心をやめてしまひましたから、御本席さまは、非常に盡力あそばして、その暮までに瓦のからならべをして、戸じまりもなされましたが、十人も心を合せたものが、みんな引いてしまつたのですから、その暮れの御困難といふものは、容易なことぢやござりません。やつとの事で、瓦屋と、材木屋に仕払の日のべをたのんで、おすましになつたのでござります。

註 十月十四日 手 斧 始 十一月卅日 棟上げと承る。

元治元年春より扇伺を熱心の人々に渡し給ふ。頂きたる人々は五六十人もありしと。明治八九年の頃に至りて、すつきりとめ給ひ、ふしん一条は大工にまかせ、身上伺は左衛門にまかす、と御咄しあり。御二人丈は何の御許しありといふ。

さて、申し上げます通り、元治元年に御本席様、山中様、榊井様などご信心なされまして、其の翌年からは、辻様、松尾様、西田様その外にも追々と、信心する人がふえてまゐりまして、心々におつくしなされましたから、追々と御教祖様のごんぎもうすくなつてまゐりました。

さて、慶應元年に一間四方と仰せられたる御普請ができあがりまして、それから御教祖様は、六畳の上段の間のまんなかへ、二枚折をしきりにおいて、東三畳は神前でありますから、西三畳を御座所と定めて、きうくつな処も窮屈と思召さず、わづか三畳敷に起臥して被下しました。

素より、御教祖様は、にち／＼お起きになりましてから、御寝なりますまでは、御用をおたしあそばさるの外は、少しも膝をおくづしなされぬは云ふまでのこと、いぢりなされるやうな事もなく、膝に手をお置き遊ばしたまゝ、ちやんとしておいであそばされたのは、何人も実に感じ入り、恐れ入りたる事でありますから、御窮屈なぞと思召すやうな事はおありなさらんはずでござります。

致しまして、前年のふしからして、よりつく人も少くなりましたが、御教祖様は、更にそれを御心におとめ遊ばされず、『わからん子供が、わからんのやない。親のをしへがとどかんのや、親の教が末々までとどいたなら、子供のせいじんがわかるであろう』と思召して、よりくる人には、御親切に御話をきかしてくだされて、十遍が二十遍でも、百遍が千遍でも、あいそをつかさず、くりかやしく御親切におとき聞かじ被下しました。故に、わからんものも理がわかり、たすらんものも助けていたゞいて、追々としんきな信者もできてまゐりましたのであります。

【つとめ場所に関する記述 『正文遺韻』、「小寒子略伝」】

『改訂正文遺韻 へ復刻版』P34・諸井政一・2014

山中様 飯降様始めて信仰

しまして、六十七歳の御時、元治元年の式月に、只今本部員たる山中様の御親父、忠七様と申す御方が、御内儀の助かつたところから、御信心なされまして、その六月のはじめに、飯降伊蔵さま、則ち只今の御本席さままでござります、御内儀が産後の煩ひを御助けいたゞいて、御信心なされまして、その月の廿六日に、神さまのおさしづによつて、ふしんのもやうとなりまして、だん／＼御本席様がおほねをりあそばされ、山中様も力をそへ、そのほか十名ばかりも共に心をあはせた人がござりまして、十月の廿六日までに棟上げができましたが、一寸事情ができました、十名の人は皆信心をやめてしまひましたから、御本席さまは、非常に盡力あそばして、その暮までに瓦のからならべをして、戸じまりもなされましたが、十人も心を合せたものが、みんな引いてしまつたのですから、その暮れの御困難といふものは、容易なことぢやござりません。やつとの事で、瓦屋と、材木屋に仕払の日のべをたのんで、おすましになつたのでござります。

この部分が『鼓雪全集第5巻』にはない。

「資料No.83」は、つとめ場所ふしん落成時にお金がなかつたことについての資料です。「略伝」はたんにお金がなかつたとあり、『正文遺韻』は「十人がひいてしまつた」とその理由が書かれています。ただ、『正文遺韻』のこの部分はほぼ同じ内容が収録されている『増野鼓雪全集第5巻』にはありません。

P62~63 親神の思召しを取次ぐこかん
『稿本天理教教祖伝』

この頃既に、こかんは、諸々の伺いに対して、親神の思召を取り次いで居た。飯降伊蔵夫婦は、毎日詰めて居り、山中忠七も、時々手伝いに来た。

庄屋敷村の生神様の、あらたかな靈験を讃える世間の声が、高くなるにつれ、近在の神職、僧侶、山伏、医者などが、この生神を論破しようと、次々に現われた。

慶応元年六月の或る夕方、天理王命と申して、日暮に灯も點さぬのかと、言いながら、二人の僧侶が入って来た。こかんが応対に出ると、つか／＼と歩み寄り、その両側に白刃を突き立て、難問を吹き掛けた。隣りの六畳の間に居た飯降伊蔵は、いざと言えは飛び出そうと身構え、はら／＼しながら問答を聞いて居た。

しかし、こかんは、平然として常に変らず、諄々と教理を取り次いだ。僧侶は、理に詰った挙句、畳を切り破り、太鼓を切り裂くなど、暴れ散らして出て行った。

守屋筑前守が、教祖にお目に掛り、種々と質問して、教祖の明快なお諭しに感服したのは、この頃である。

この年八月十九日、教祖は、大豆越村の山中忠七宅へ出掛けられ、二十一日には、こかんも出掛けた。こかんは二十三日迄、教祖は二十五日迄、滞在されて、寄り来る人々に親神の思召を伝え、身上事情に悩む人々を救けられた。

P58~61 第一次大和神社事件におけるこかんの態度
『稿本天理教教祖伝』

この事件は、忽ち伝わって、庄屋敷村へも、大豆越村へも、又、近村の信者達へも聞えた。お屋敷では、こかんを始め残って居た人々は、早速家々へ通知するやら、庄屋敷村や櫛本村の知人や、村役人に連絡して、釈放方を依頼するやら、百方手をつくし、新泉村の山沢良治郎からも、筑前守に掛け合うた。

又、櫛本村から庄屋の代理として岸甚七が来て掛け合うてくれたが、謝るより外に道がない。とて、平謝りに謝って貰った処、悪いと言うて謝るならば、容してもやるが、以後は決してこういうところは寄ってはならぬ。との事で、今後決して致しませぬ。と、請書を書いて、漸く放免して貰うた。まだ日の浅い信者の中には、このふしから、不安を感じて落伍する者も出て、そのため、折角出来かゝって居た講社も、一時はぱったりと止まった。

ふと、こかんが、行かなんだら宜かったのに、と、呟いた処、忽ち教祖の様子改まり、

「不足言うのではない。後々の話の台である程に。」／＼と、お言葉があった。

—中略—

翌二十七日、お屋敷へ帰って来て、直ぐ材木屋と瓦屋へ断りに行き、お聞きでもありましようが、あの和神社の一件で費用もかさみましたし、今直ぐ払う事は出来なくなりましたので、暫く待って下さい。決して損は掛けませんから。と、頼んだ。そこは、親神の守護と平生からの信用で、両方とも快く承知してくれた。この旨を、秀司とこかんに報告した処、二人とも安堵して、今は、三町余りの田地が、年切質に入れてあって儘にならぬが、近い中に返って来る。そしたら、田地の一、二段も売れば始末のつく事である。決して心配はかけぬ。と、慰めた。

元治元年以來約十年の間は、本教立教の基礎を定められたる時であつて、本教としては最も重要な年限であつた。此の間御教祖の陸身に添うて、其の創業を助けられたのが、實に小寒殿と飯降氏とであつた。

元治元年神命に依り、勤め場所を建築することに決し、九月十五日に手斧始めを行ひ、十二月の中旬に落成した。家は出来たが支拂ふべき金が無い。當時主婦の立場にをられた小寒殿は、其の間にあつて非常に心痛せられ「一年もすれば年切質の田地が歸つて来るので、其の中一反も賣れば返せるから、春迄待つて貰ふ様斷つて来て呉れ」と飯降氏に御依頼になつた。同氏は小寒殿の意を體して、材木屋、瓦屋等に断りに行かれたのである。これに依つても小寒殿が、如何に勤め場所の建築に、心を勞されたかが偲ばれる。

慶應二年本教の信徒が、漸次増加するのを嫉み、秋の頃小泉村の不動院の山伏が、手に白刃を握つて辯難に来た時、御教祖に代つて小寒殿が對應し、遂にこれを説破せられたのである。

慶應三年一月より八月へ亘つて、御教祖は御神樂歌を御製作になり、同年の冬より明治の初年へかけて、其の手振りを教へ給うた。然し教へられると云つても、自ら形を示されるのでなく、其の意味を以て教へられるので、多くは小寒殿に依つて形附けられたとのことである。其の證據には小寒殿御歸幽後、御教祖自ら訂正せられた點があるのに依つても明らかである。

資料集No83左にある「略伝」部分を拡大したもの

『増野鼓雪全集第五巻』
1929.P177~178
(提示資料は「復刻版」より)

↓
「元治元年は、正文遺韻
とは「感応」に於いていう

御座所換

さて元治元年に「二間四方」と仰せられたが、出来あがりましてから御教祖様は、六疊の上段の間のまん中へ、二枚板をしきり置いて、東三疊は神様でありますから西三疊を御所所と定めて、窮加でも窮屈と思召さず、僅か三疊敷に起き伏しをして下されます。素より御教祖様は日々お起きになりましてから、お寝みになります迄は御用をお渡し遊ばさるゝの外は、少しも膝をお崩しなさらぬは云ふ迄もなく、いちりなされる様な事もなく、膝に手を置き遊ばしたまへ、ちんとしておいで遊ばしたには何人も感じ入り恐れ入つたのでありますから、御窮屈などと思召すやうな事はありなさらん筈でございます。いたしまして、前々の節からしてつく人も少くありませんでしたが、御教祖は更にそれを

正文遺韻
P33 514号P44

ました。そこで神様が仰せられますには、「今日は家のこぼちぞめや、貧乏のはじまりや、こんな目出度ことはない、お酒をこしらへて一杯祝うて勇んでかゝれ」と仰せられました。それからその通りにして勇んでかゝりますと、ほどなく買手がついて、一里あまり西北の方へ賣れましたさうであります。

左の実線部分がこの間に挿入されている。

なりますと、ほどなく買手がついて、一里あまり西北の方へ売りましたさうでございます。かやうに御家内皆様が苦勞、心勞遊ばされまして、貧のどんぞといふ、六十三四歳の御時まで、すなはち神憑りより廿三四年といふものは誰一人、神さまといふものもなく、教祖様のかくまで施しをなされて、貧におちきるのは、神様の仰せであるといふことをしつてゐるものもなく、世界の人は、みな□□□□だとか、きつねがついたとか、あほうな人ぢや、たわけぢや、といづれも笑ふものばかりでござりました。

信仰者出来始

是から神さまのおはたらきがあらはれまして、誰云ふとなく、神さんといふて、たのみにくるものが出来まして、尤も神憑りの時より、なむてんりわうのみこととなへて、教祖様は朝晩おつとめをなされたのでござります。で、頼みにでゝきて、その通りとなへますと、ふしぎにも、御りやくをうけますところから、笑ふ人もあり、そしる人もある中に、又助かる人もあり、頼みにくる人もだん／＼できて、お礼まゐりにくる人もあれば、又つづいてしんじんする方もできてまゐつたのでござります。

山中様 飯降様始めて信仰

しまして、六十七歳の御時、元治元年の式月に、只今木部員たる山中様の御親父、忠七様と申す御方が、御内儀の助かつたところから、御信心なされまして、その六月のはじめに、飯降伊蔵さま、則ち只今の御本席さまでござります。御内儀が産後の煩ひを御助けいたゞいて、御信心なされまして、その月の廿六日に、神さまのおさしづによつて、ふしんのもやうとなりまして、だん／＼御本席様がおほねをりあそばされ、山中様も力をそへ、そのほか十名ばかりも共に心をあはせた人がござりまして、十月の廿六日までに棟上げができましたが、一寸事情ができましたして、十名の人は皆信心をやめてしまひましたから、御本席さまは、非常に盡力あそばして、その暮までに瓦のからならべをして、戸じまりもなされましたが、十人も心を合せたものが、みんな引いてしまつたのですから、その暮れの御困難といふものは、容易なことぢやござりません。やつとの事で、瓦屋と、材木屋に仕私の日のべをたのんで、おすましになつたのでございます。

註 十月十四日 手 斧 始 十一月卅日 棟上げと承る。
元治元年春より厨伺を熱心の人々に渡し給ふ。頂きたる人々は五六十人もありしと。明治八年の頃に至りて、すつきりとめ給ひ、ふしん一条は大工にまかせ、身上伺は左衛門にまかせ、と御咄しあり。御二人丈は何の御許しありといふ。

さて、申上げます通り、元治元年に御本席様、山中様、榊井様などご信心なされまして、其の翌年からは、辻横、松尾様、西田様その外にも追々と、信心する人がふえてまゐりまして、心々におつくしなされましたから、追々と御教祖様のごなんぎももうすくなつてまゐりました。

さて、慶應元年に一間四方と仰せられたる御普請ができあがりまして、それから御教祖様は、六疊の上段の間

『正文遺韻』の主要部分である「道すがら外編」は、ほぼ同内容のものが昭和4(1929)年刊の『増野鼓雪全集』第5巻に収録されています。ただ、全集版P177~178の間に『正文遺韻』では上記の実線枠部分が追加されています。点線枠は追加する必要があった要点と思われる部分です。(小見出しは『正文遺韻』と『全集』では全く異なります。)

明治5年こかんは梶本宗治郎の後妻となり、明治8年流産の後お屋敷に戻ったのちに亡くなった

	【おはるの後添いに行ったこかん】	
92	最初の御苦勞	『天理教綱要昭和五年版』の明治7年大和神社事件からこかんの死までの状況。
248	おばさん(飯降政甚が語った教祖3-2)	『新宗教』大正5年1月号。おはるの後添いに行ったこかんー教祖は行ってはならぬと言ったが、その言を用いなかったため、早く逝ったといわれている。
766	名はたまへ	『おふでさき講義』1929.教義及史料集成部編。明治8年にまつゑの子として生まれた「たまへ」が男であった理由。後に「たまへ」になるまちは明治10年生まれであり、明治8年の生まれた子として、智生童子があてがわれた。
774	こかんについて3-2	『神の実現としての天理教』→「道の真柱と定められたこかん」との記述がある。
775	こかんについて3-3	『新宗教』大正5年1月号。中山家過去帳(こかん死亡、梶本宗治郎贈小寒、智生童子死)
897	なはたまへ	明治8年にこかんは流産が原因で亡くなっている。たまへは小寒の子の可能性があり、真之亮はこかんを義母と呼んでおり、流産したのは梶本宗治郎との間に出来た子と思われる。11-26解説は「道の真柱」とされていたこかんの死という視点からのものである。

P109 こかん身上の御願つとめ 明治六年、飯降伊蔵に命じてかんろだいの雛型を作られた。これは、高さ約六尺、直径約三寸の六角の棒の上下に、直径約一尺二寸、厚さ約三寸の六角の板の付いたものであった。出来てから暫く倉に納めてあったが、明治八年ぢば定めの後、こかん身上のお願いづとめに当たり、初めて元のぢばに据えられ、以後、人々は礼拝の目標とした。

P128~129 ぢば定めに立ち会うこかん かくて、明治八年六月、かんろだいのぢば定めが行われた。／教祖は、前日に、／「明日は二十六日やから、屋敷の内を綺麗に掃除して置くように。」／と、仰せられ、このお言葉を頂いた人々は、特に入念に掃除して置いた。教祖は、先ず自ら庭の中を歩まれ、足がびたりと地面にひっついて前へも横へも動かなく成った地点に標を付けられた。然る後、こかん、仲田、松尾、辻ます、櫛本村の與助等の人々を、次々と、目隠しをして歩かされた処、皆、同じ処へ吸い寄せられるように立ち止まった。辻ますは、初めの時は立ち止らなかったが、子供のとめぎくを背負うて歩くと、皆と同じ所で足が地面に吸い付いて動かなくなった。こうして、明治八年六月二十九日、陰曆の五月二十六日に、かんろだいのぢばが、初めて明らかに示された。時刻は昼頃であった。

P130~134こかんの身上と死 明治八年夏の頃、永年、教祖と艱難苦勞を共にしたこかんが身上障りとなり、容態は次第に重くなった。

月日よりひきうけするとゆうのもな もとのいんねんあるからの事 一一 29

いんえんもどふゆう事であるならば にんけんはぢめもとのどふぐや 一一 30

魂のいんねんにより、親神は、こかんを、いつ／＼迄も元のやしきに置いて、神一条の任に就かせようと思召されて居た。しかし、人間の目から見れば、一人の女性である。人々が、縁付くようにと勧めたのも、無理はなかった。こかんは、この理と情との間に悩んだ。／ ー中略ー／ 九月二十七日(陰曆八月二十八日)、こかんが三十九歳で出直した。この報せに、御苦勞中の教祖は、特別に許可を受けて、人力車で帰られると、直ぐ、冷たくなったこかんの遺骸を撫でて、／ 「可哀相に、早く帰っておいで。」／ と、優しく犒われた。

『稿本天理教教祖伝』は、明治八年にこかんが身上(病氣)になったことを記すのみです。ただ、「親神は、こかんを……」の部分で、藤助と別れまたおはるの後妻として梶本家へ行かざるを得なかったこかんの人生を垣間見せているともいえます。

御教祖の三女にして樅本村の樅本家へ嫁せられた春子殿が、明治四年三人の子を残して、遂に歸らぬ旅に赴かれた。其の翌朝御教祖は、一人樅本家へ行き給うた。

小寒殿が姉春子殿の死を、深く痛み給うたのは當然であるが、それにも増して姉の遺子が、行く末如何になり行くやと、同情の涙に暮れ給うた。其の時樅本家からは、小寒殿を後妻として迎へたき旨申し込まれた。

其の頃中山家では秀司殿の内室松枝殿が、一家の主婦として万事處理してをられた。従前主婦の地位にあつた小寒殿は、最早中山家としては隠居同様の身である。唯御教祖に奉仕して、其の世話をせらるゝのみが、爲すべき凡てであつた。

樅本家からの申込に對して、御教祖は「小寒は此の屋敷から出るのやない出すのやない」と仰せられて、極力反對し給うたのである。然し小寒殿の心は右の様な事情から次第に樅本家へ傾いて行つた。御教祖は、最早小寒殿の心を引留むる術なしと観て、遂に「三年の間貸す」と仰せになつて、樅本家へ遣られたのである。

樅本家に於ける小寒様は、神棚に向つて時々扇の伺をなされたり、山伏等の質問に答へられたり、時には神懸もあつたとの事であり、其の時の扇は今尙樅本家に保存せられてゐる。

三年の月日は夢の如く過ぎた。御教祖は一日も早く小寒殿の歸られるのを待たせ給うた。けれども既に妊娠してをられた小寒殿は、中山家へ歸るのを好まれず、況して樅本家では歸す心は更に無かつたのである。

其所に神意と人意との大きい矛盾がある。見許し聞述してをられた神様も、遂に心得違を諭されるべき時が來た。小寒殿は明治八年六月末に至つて、流産せられてから病床に親しむ身となられた。

病氣になつては人力で如何ともする術が無い。小寒殿は遂にお地場へ歸つて來られたのである。其の頃御教祖は御筆先に於て「月日より社となるを二人とも、別間隔てて置いてもらたら」と仰せになつたのである。然しこれは遂に實現せず終つた。

斯く小寒殿は再び御地場の人となられたのであるが、其の心は元の小寒殿ではなかつた。御筆先に於ても「病氣ではない心遠ひや」「月日受合うてしかと助ける」とも「三日目には外へ出るやう」と、種々様々に御諭しがあつたけれども、小寒殿の心は再び取直すことは出来なかつた。

同年九月奈良縣廳より取調の筋があるから、秀司殿同道出頭せよとの命があつた。御教祖は秀司殿の代理辻氏と共に罷り出られた所が「妄りに衆庶を參拜せしめ人を惑すは不都合である」と云ふ理由で、御教祖は三日間辻氏は五日間拘禁せられた。

其の御教祖の留守中、即ち九月二十七日、小寒殿は遂に永久の眠りに入られた。三十九年の生涯の長き間、殆ど御教祖の御側を去らず、奉仕の生活を送られたのに、其の死に臨んで母の面影にも接せず、冷たき留置所の母上を慕うて、歸幽せらるゝ時の心は、如何に残念なものであつたらう。翌日御教祖が御歸宅になつて、既に冷たい小寒殿の額を撫でて「長らくの間よく仕へて呉れた、死んでも何處へも行くのやない、蟬の抜殻も同じこと、魂は此の屋敷に留まつてゐるのや、又早く歸つてお呉れ」と仰せられた。そして厚く葬儀を營んで善福寺へ葬り給うた。

こかんの歸幽

おはるの死後、こかんが樅本家に後妻として入るとき、教祖は「3年だけ」といわれた。その間にこかんは妊娠し、流産した後やしきに歸り、教祖の留守の時に永久の眠りに入った。

将来「道の真柱」と定められたる小寒子

「おふでさき」3号には道の後継者の意味と思われる「しんばしら、しんのはしら」という言葉が6回出てきます。この「しんばしら」の意味を定めているのが下の「註」です。ところが「註」が出来たほぼ同じ時期に「真柱＝こかん」とする説を記したのが左の資料です。

三号 8. しんぢつに神の心のせきこみわ

しんのはしらはやくいれたい

9. このはしらはやくいれよとをもへども
に「ごりの水でとこるわからん

『おふでさき』昭和3年版の註

指さる。
九、此の道のしんばしらとなる人を、早くちばに引き寄せようと思うけれども、みな者が各々勝手な思案をして心が一致してゐない。

註 親神様は中山家の後継者にしてお道のしんばしらたる可き人を、標本の梶本家の三男眞之亮様に決定して居られて、早くおちばに引き寄せたいと思つて居られたが、中山家以外にこれを求められる親神様の胸の中をそばの者は測りかねて、各々勝手な考へを抱き、みんなの心が一致して居なかつた事を仰せられたのである。

10. 註「すい」とは水溜しのことである。

『神の実現としての天理教』

中西牛郎著 昭和四年十二月二十五日 平凡社発行 P 233

三 このればかりやまいなぞとはおもうなよ月日自由用しらしたいゆへ。

これ教祖の御末女小寒子の事である。小寒子は教祖と同じく、神憑のあつた御方にして夙に神の社と定められて、其の思想、其の言行も、神に近い人であつて、教祖は最もこれを愛し給うた。然るに神の御意に合はぬ所あつて御手入れがあり、突然病に罹られたので教祖はこれ決して世間普通の疾病でないといふ御警告を與へ給うたのである。

三 このものに月日よろづのしこみするそれでめづらしたすけするのや。

三 このことは一寸のことやおもうなよこれ日本の古記なるのや。

神に生まれ、教祖に愛せられて、将来「道の真柱」と定められたる小寒子が、三十九歳にして迎へ取られたのは何を意味するか。蓋し神意に違背するものは、何人にも斯の如くなるべしといふ神の御思召を知らせんがためである。これを普通人間にすれば、三四十歳以下にて死するものは、あり勝ちのことにして、左程注意に値ひするに足らざるも、ただこの出来事が、教祖の御愛女にして深く神に眷顧せられたる小寒子に起つたので、注意すべき事實となつたのである。愚意を以てこれを考ふるに、小寒子の死は、神がその賞罰の大公至正なることを實證し給はんがために、故らに斯くなさしめ給うたのではあるまい

同年、おはるが懐妊した。教祖は、「今度、おはるには、前川の父の魂を宿し込んだ。しんばしらの眞之亮やで。」

慶應二年　と、懐妊中から、仰せられて居た。月みちて慶應二年五月七日、案の定、

玉のような丈夫な男の兒が生まれた。教祖は男兒安産の由を聞かれ、大そう喜ばれた。そして、

「先に長男龜藏として生れさせたが、長男のため親の思いが掛って、貰い受ける事が出来なかつたので、一旦迎え取り、今度は三男として同じ魂を生れさせた。」

と、お話し下された。

『稿本天理教教祖伝』P66

こうして、梶本家の嫁となつたおはるが、初めて懐妊した時、教祖は、三度お腹を撫で、三度息を掛けて置かれた。すると出産の当日は、偶々大地震と立て會うたが、産婦は何の異状も無しに安産した。これが長男龜藏である。

が、この龜藏は間もなく迎え取りとなり、次男松治郎が生れた。

その後、教祖は、

「今度、おはるには前川の父の魂を宿し込んだ。しんばしらの眞之亮やで。」と仰せになった。

やがて月満ちて、お言葉の如く、まるく／＼と肥つた玉のような男兒が出生した。これが、眞之亮である。お聞かせ下された處によると、

「先に長男龜藏として生れさせたが、長男のため親の思いが掛かつて、貰い受ける事が出来なかつたので、一旦迎え取り、今度は三男として同じ魂を生れさせた。」

との事であった。

『稿本中山眞之亮伝』4頁・1963〈昭和三八〉年

「真柱＝眞之亮」説の根拠

「眞之亮＝真柱」説を支える右の記述は、『正文遺韻』（昭和十二年発行版四十頁）によつています。同書の著者である諸井政一氏は明治二十一年、十二歳の時に地場の人となり、明治三十六年、二十七歳を以つて不帰の客となりました。同書はその間における先人からの聞き書き集とされています。

本籍地、奈良縣山邊郡丹波市町大字三島村五番屋敷、平民

前戸主 養母 中山 マツエ
 マツエ養子
 父亡 中山 秀治
 母亡 中山 マツエ

**中山家
戸籍謄本**
2代真柱出生以前

『復元』37号P107

明治になって「すけ」が使えなくなったために真之亮を新治郎に改名したとされている。

慶應二年五月七日生

明治十四年九月廿三日大阪府添

上郡市本村梶本惣治郎二男入籍

明治十五年九月廿二日相續

中講義 中山 新二郎
 補大講義

真之亮は、秀司が死亡した後に入籍し、まつゑが亡くなる直前に相続している。

帶屋許之始

『正文遺韻抄』
 (昭和45年(1970)道友社)より

さて又、おきみ様の御はる様は、御夫婦至つてむつまじく、たのしく御暮し被遊まして、三年の後、則ち、安政二年に、御子様が御できなされまして、其時始めて、神様のおびやゆるしといふ事を御きかし被下たのでござります。神様、何もかも、うちからためしして見せるでと御話しでござりまして、御はるさまに御授けになりました。そこで、おはる様は、神様の教へ被下通りにして、御安産なされまして御生れになりましたのが龜松様と申す御方でござります。

註 此頃の御許は、御教祖様御息を頂かして被下たるなりと。御供御下附なりしは後の事なり。(辻先生に承る)

此の龜松様は、六歳にして御向ひ取りになりました。其時御教祖様御越しになりました。少しも御なげき被遊ず、更に御悔みもあらせられず、龜松様の死體をおだき遊ばして『是は庄屋敷の真柱、真之助やで』と仰せられましたさうでござります。それから七年たちまして、此の御方御生れになりました。其時に、教祖様の仰せになりました事を、おはる様も御忘れ被遊て、□□といふ名前を御つけになりますと、御教祖様御き、になりました。『これはせんのか松やで、真之助と名付けるのやで』と御聞かし被下ますから、早速真之助と御改稱になりました。後間もなく助を廢せといふ御達しがありましたので、そこで新治郎と御改めになりました。即ち只今の御本部長様でござります。

註 龜松様前生は御教祖様の生父様なりとの御咄。(辻先生に承る)

教祖が、真之亮を生前から真柱に決めていたことの根拠である。

当然のことですが、ここに提示した『正文遺韻抄』と、『正文遺韻』『改訂正文遺韻』ともこの引用部分について内容は全く同じです。ただ、昭和4年発行の『増野鼓雪全集第五卷』にも『正文遺韻』で「道すがら外編」と題されたこの部分が「教祖伝講話」という題で出ており、それは若干文章が違っています。念のため、参考に提示しておきます。

さて又おみき様のお春様が、御夫婦仲至つて睦しく楽しくお暮し遊ばされまして、三年の後即ち安政二年、お子様がお出来なされて、其の時初めて神様の帯屋許しと云ふ事をお聞かせ下されたのでございます。神様は「何もかもうちからためしてみせるで」と云ふお話でございまして、お春様にお授けになりましたさうで、お春様は神様の教へ下された通りにして、御安産をなされました。お産れになりましたのが（帯屋始め）龜松様と申すお方でございます。この龜松様は、六年にしてお迎ひ取りになりました。この時教祖様がおこしになりましたして、少しもお嘆き遊ばされず、更にお悔みもあらせられず、龜松様の死體をお抱き遊ばして、

「是は庄屋敷の眞柱眞之助やで」

と仰せられましたさうでございまして。それから七年たちまして、此のお方がお生れになりました。その時、御教祖様の仰せになりました事は、お春様もお忘れ遊ばされて、

「どういふ名前をおつけになります」

と教祖様にお聞きになりましたところ、

「それは前生龜松やで、眞之助と名づけるのやで」

と仰せ下されましたから、早速眞之助と御命名になりましたして、後間もなく「助」廢止と云ふも達しがありましたので、そこで新治郎と御改名になりました。即ち、只今の本部長様でございます。

（辻先生のお話によれば龜松様前生は、御教祖様の御生父様であると）

「真柱＝真之亮」説の根拠

『正文遺韻』と比較しやすいように、異なっている部分に線を付けておきます。『増野鼓雪全集第五巻』では、『正文遺韻』で「帯屋許之初」の前にある「御息女縁付」と題された部分を含めて、「本部長奥様」という題が付けられています。

『正文遺韻』とこの『増野鼓雪全集第五巻』では、細かな部分でかなり違っているのです。なぜこのようなことが生じているのか、疑問を感じます。諸井政一の書き残したものを忠実に文字にしていれば、このような違いは、あり得ないのではないのでしょうか。

※「真之亮」が中山家に入ったのは明治14年でその時の記録はすでに「新治郎」であったことは「戸籍」で確認できます。当然のことですが、大正3年に亡くなるまで書類に残る名前はすべて「新治郎」です。

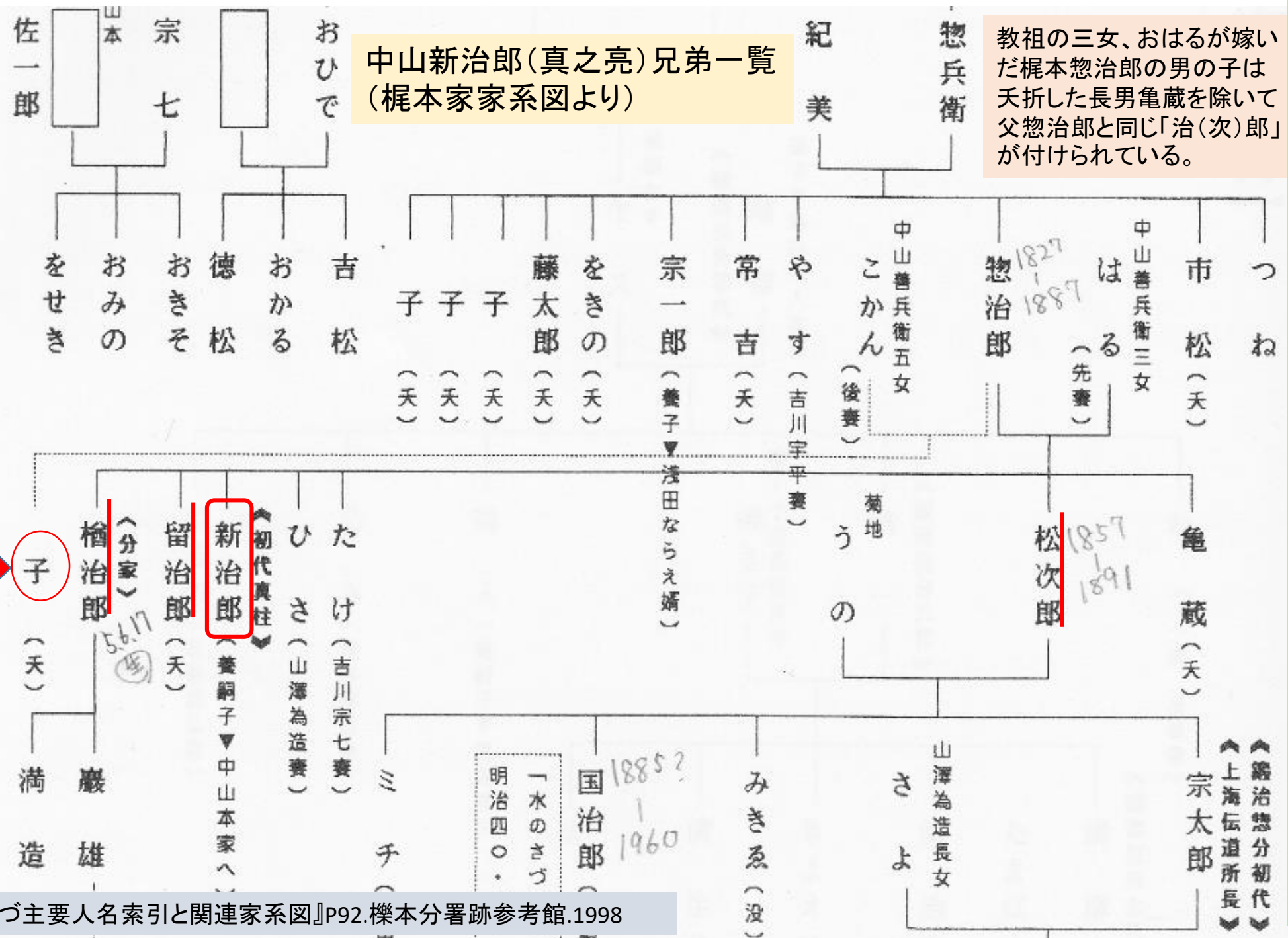
梶本家の「真之亮」の男の兄弟は、亀蔵(夭折)、松次郎、〈新治郎(真之亮)〉、留治郎(夭折)、檜治郎の順です。長男の亀蔵を除くと「…治(次)郎」という名前なので、「新治郎」も生まれた時からその名前だったのではないかという気もします。ちなみに、「おさしづ」に「真之亮」は35例ありますが、「新治郎」は1例もありません。「おさしづ」が出されていた当時は、「新治郎」であったはずですから、出版される段階で「真之亮」に直された可能性があります。

「真之亮」の名は、初代管長中山新治郎が亡くなってから作られた!?

「真之亮」という名前は、新治郎の存命中に作られた書類などのどこにもないのではないかと思います。そこから、「没後命名説」の可能性が生まれます。「真柱の真之亮やで」は「しんのはしら」の「しんの（真之）」であり、「すけ（亮）」は明治になって使えなくなった名前のため改名せざるを得なかったという理由のために付けたと考へることのできるわけです。「真之亮」という名前が考え出されたのは、新治郎が亡くなった大正3年から、『おふでさき』が釈義付きで発行された昭和3年までの間、特に昭和3年の数年前からということになるでしょうか。

教祖の三女、おはるが嫁いだ梶本惣治郎の男の子は夭折した長男亀蔵を除いて父惣治郎と同じ「治（次）郎」が付けられている。

中山新治郎(真之亮)兄弟一覽 (梶本家家系図より)



明治8年にこかんが妊娠していて流産した子



「資料No.766」には、『おふでさき』公刊時の教会本部の解釈が出ています。「二」には、お道の後継者たる「真柱」を教祖が外孫である男子に早くから決められていたことに対する理由が、「たまへ」の出生と関連させて書かれています。八島氏はこの説明に従って明治十二年に亡くなった秀司の子、智生童子が明治八年に生まれた「たまへ」であるとして家族関係図を作成しています。この説は正しいのでしょうか。

【明治8年生まれの「たまへ」が男であった理由】

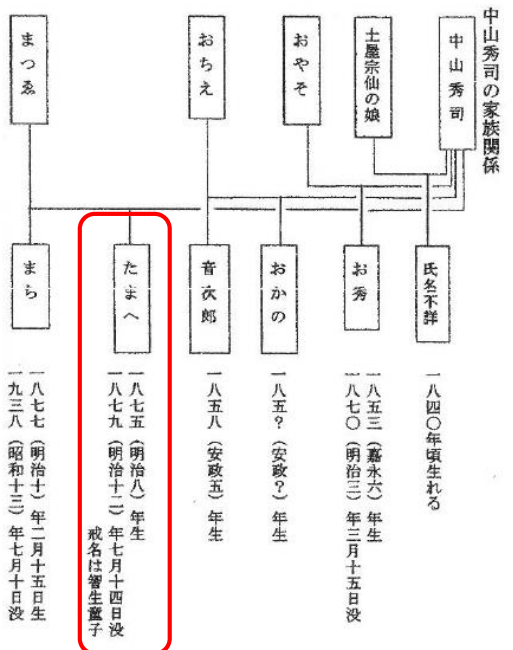
『おふでさき講義』P62
天理教教義及び史料集成部編纂1929 へ昭和4年

このたびのはらみているをうちなるわ なんとをもふてまちているやら 七 65
なわたまへはやくみたいとをもうなら 月日をしへるて急をしいかり 七 72
『おふでさき』七号は明治八年二月より (明治八年誕生 十二年七月十四日没 戒名智生童子)

うに、秀司先生御夫婦存命中に御教祖は、お道の真柱として標本の梶本家の三男眞之亮様に決定しておかれた事に對して、人間の常識としては未だ御夫婦が御存命なのでありますから、今後子供が出来ないとは保証し得られない、出来るかすれば男の子が出来たら、女の子が出来たらわかん、こんな早く他から迎へる事に決めて置かれて御二人の間に男の子が出来たらどうするのであらう、と云ふ案じ心があつて御教祖のせられる事が餘り早まつたやうに、親神様に思はせて色々人間心から疑を抱いてゐる。勿論その外にもほりになる事のは已に申述べました月十五日迎ひ取られたが、時句を待つて、再び因縁ある元の屋敷に生れ返へささうと親神様はそのお魂をしつかりと抱きしめて居られるのでありますから、將來お道の中心になる可き中山家の嫡流としては當然、女の子が生れねばならぬのでありますし、又親神様はさうしようとする時句の来るのを待ちかねて居られるのでありますから、その女の子の配偶者として將來お道の真柱となる可き人を男子に選ばれた所で不思議はないのであります、側々の人間の心では充分得心が行かなかつたので御座ります。そこで親神様の自由用を示す一つの證據として男の子を一度生れさせ、ちきにそれをお迎ひ取りになつたので御座ります。それは天折された御母堂様の兄さんに當らるゝ方で御座りますが、これは眞柱を迎へるに就て側々の人及び内々の心を一致させるやうに親神様の自由用を御示し下されたので御座ります。

教祖が「たまへ」と名付けた子は誰か

教祖伝資料集No766



八島英雄

昭和四年二月 編者 識

藝に本部より『おふでさき』を公刊せられたのを記念するため、昭和三年十一月二十日號の「みちのとも」を紙數倍大特別號として出版致しました。その内容は、十月の大祭の折に全國教會長を地場に招集せられて「おふでさき」の講習會をなされました。その際の講義を纏めて一冊にして掲載したものであります。

然るにその講習會に出席の出来なかつた人々には恰も「渴したるものが水を求むる」といふやうな勢で、當時の「みちのとも」を要求せられるので、再版を断行せねば、到底希望數を満すことは出来なかつたのであります。そして中には「みちのとも」とせずして本部より出た「おふでさき」と同じやうな紙質の單行本として手に入れたといふ方も多數ありますので、どふでも再版するのなれば、その形式によりたいと思ふてゐた矢先でございましたから、いよく名義を「おふでさき講義」として内容の一部を訂正し、猶ほ誤植を組み替へ紙質を吟味して出版致しました。

然し「おふでさき講義」と題名は附しましても、それは講習會の講義であつてお歌全首の講義ではなく、要義、概要に類するものでありますから、致め「おふでさき索引」を通覧の上、次にこの「おふでさき講義」を再讀味了なされて、更におふでさき本歌を拜されるならば、意義最も深く好果も充分收め得られること、信じます。

『復元39号』『天理教教祖年譜表稿案』(P68)の明治12年の項に「秀司幼児出直(智生童子、享年二歳)」との記載があり、これが正しいとすれば、「智生童子」は明治11年に生まれていることになり、「明治8年生男子=たまえ説」は崩れる。

資料No.766にある『おふでさき講義』P62の資料は、その前に7号の歌が記されているので、7号の解釈のようが取れますが、これは、3号109、110の解釈として書かれているもので、それは3号8の歌に付けられた解釈を前提としています。その部分を提示しておきます。ここは、後半の線を引いた部分がポイントになっていると考えられます。

「おふでさき講習会録」(『みちのとも』1928) 昭和三〇年11月20日号)

※昭和4年発行の『おふでさき講義』はこの「おふでさき講習会録」を単行本化したものです。

次に七から一四迄の歌は、御教祖が道の眞柱と御決めになつた初代管長様を早くおばに引き寄せたいと御考へになりましたが、人々が勝手な思案をして、心の一致しない事に對して御さとしになつたもので御座ります。元々親神様は標本の握本家の三男眞之亮様がお生れにならぬ前から、こんど生れる子はお道の眞柱となるものだから、眞之亮と名を附けると仰せられて、將來中山家の後繼者であつてお道の眞柱となる可き人であると御決めになつて置かれたのであります。それでありますから眞之亮様はお生れになつた時から中山家を嗣がるゝ事に決定せられてあつたので御座ります。それで成人せらるゝに連れて親神様としては成る可く早くおばに引き寄せたいと御望みになりましたが、其當時は未だ秀司先生御夫婦が存命で居られたのでありますから、其御二人の間に男の子が生れられるやら、女の子が生れられるやら人間にとつてはわかりません。若し男の子が生れられたならば、當然其方が中山家の後繼者となられ従つてお道の統率者となる可き人でありますから、何故早まつて中山家以外にこれを求められるのか、側の者は親神様の胸の中を測り兼ねて 各々勝手な考へを抱いて皆の心が一致しなかつたので御座ります。そのみならず中には野心を抱いて非望な考へさへ持つものがあつたと云ふ事が御座りますから、みんなの人は人間心の埃にまみれて親様から御覽になると非常によごれてゐたものと考へられます。

それで

しんぢつに神の心のせきこみわ しんのはしらはやくいれたい (八)

と眞柱となられる眞之亮様を早く「おば」に引き寄せたいと御急き込みになつたので御座りますが、人々の心がそんな風で御座りますから

このはしらはやくいれよとをもへども にごりの水でところわからん (九)

と人々が親神様の御心を疑ひ、勝手な心遣ひをしてゐる事が濁つてゐると仰せられて、そんな事ではお道の中心である眞柱を入れやうがないから、早う人間心を去つて親神様の胸の中をさとるやうと

この水をはやくすまするもよふだて すいのとすなにかけてすませよ (一〇)

このすいのごにあるやとをもうなよ むねとくちとがすなとすいのや (一一)

とおさとしになつたので御座ります。「すいの」とは註釋にもありますやうに水灑しの事で御座りますが、穢い汚れた水を水灑しにかけて澄ませと仰せられたので御座ります。それではその水灑しは何所にあるかと云ふと、それは何所にあるでもない、自分自身の胸と口とが水灑しであるから、自分自身によく思案して親神様の胸の中を悟り、お互の心を清らかにするやうにと仰せ下されたので御座ります。つまり此道は「さとし」「さととり」の道で御座りますから、自分でよく悟つて、その悟つた所を人に又さとさして頂くので御座ります。又人にさとしてもらつた事をよく自分で思案してさとるので御座ります。で御座りますから此道は「胸の道」とも「胸から胸への道」とも聴かして

頂くので御座るまして、自分の心は聴いた教理に基いて自分で思案して直すやうにしなければちつと放つておいては直らないので御座ります。自分で努力して初めて信仰は向上して行くので御座ります。つまり人にばかり頼らず自分でつとめる心がなくてはならん、と云ふ事を一のお歌に御さとしになつてゐるので御座ります。

此やうに親神様は水灑しに譬へて、人々が早く人間心を捨て、親神様の思惑に従ひ、眞柱をおばに引きよせる事に、みなの方が心を一致させるやう御急き込みになりましたのは

はしらさいしいかりいれた事ならば このよたしかにをさまりがつく (一二)

と仰せられましたやうに、眞之亮様を此道の眞柱として御引き寄せになる事は親神様には深い思召があつたので御座ります。それは眞之亮様は大苦漫命の御魂を御持ちになつて居られる方で、道を四方に引出して世界に發展せしめらるゝ責任を、親様が此お方に御與へになつてゐるので御座ります。それでありますから此眞柱さへ「おば」にしっかりと据えたならば、それで此道の基礎が確立し、教化が次第に世界に及んで世の中の人がお道の精神で通るやうになるから、陽氣に勇んでくらす事が出来るやうになると仰せられましたので御座ります。事實此眞之亮様は御教祖の御昇天後教勢發展の全責任を一身に擔うて御働き下さいましたので、お道は非常な勢で發展致しまして、四十一年に一派の獨立を得、眞之亮様は初代管長と御なり下されまして、今日の本教の基礎を御築き下さいましたので御座ります。尙此事に關聯して親神様の思召を今少し申上げる必要ありませんが、それは本號講義の第十四項目「親神様の自由用」と云ふ所で詳細に申上げる事に致します。

資料No.766にある『おふでさき講義』P62の資料は、3号109、110の解釈として書かれているもので、その「おふでさき」の引用がある部分から提示しておきます。(後半部分はNo.766の引用部分と重複しています。)

前ページとこのページの「おふでさき講習会録」の資料は『復元37号』「史実校訂本下1」、「第十節 たまへ様の誕生と真柱様の確定」の部分に全文ではありませんが、出ています。

天理教教規に「天理教を統べ理める者は、真柱である」とされている、その真柱と、その妻となった「たまへ」が「おふでさき」に記された親神の深い思召しによって決定されていることを示す資料がこの「第十節」に集められています。

「おふでさき講習会録」 『みちのとも』1928 (昭和三年11月20日号)

次に一〇九から一一七迄は親神様の自由用の理に就ておさとし下されたもので御座ります。

これまではどうよじざいとまゝとけどなにもみへたる事わなけれど (一一一)

これからはいかなはなしもときをいてそれみえたならじうよぢざいや (一一二)

と仰せられました、これ迄は親神様の御働きは自由自在であると度々御説き下さいましたが、それが人間にわかるやうに現れて来ないから、つひ疑ふやうになるのでありますから、親神様は自由自在の働きを眼の前に現はして見せると、お秀さんの魂を抱きかへて居られて因縁ある元の屋敷に生れ返へさうと急ぎ込んで居られる事を

このものを四ねんいせんにむかいと神がだきしめこれがしよこや (一一九)

しんぢつにはやくかやするもよふたて神のせきこみこれがたい一 (一二〇)

と仰せられたので御座ります。此お秀さんの魂の因縁、及び此魂が秀司先生の正妻松枝様に宿つて、現御母堂様の玉恵様となつて生れて来られる事に關する理に就ては『おふでさき一』の第一號、六一の註釋に詳しく出て居ります上に、第一號の講師からも多少その説明がありましたし、更に詳細に亙つては第七號の講師が申上げる事になつて居りますので、ここでは重複を恐れて餘り深く其問題に立ち入る事を避けますが、只一つ、本號の前講に申上げた此道の眞柱たる前管長様を早くおぢばに引き寄せたいと御せき込みになつた際、側々の人間心を『にごりの水』に譬へて御さとし下さいました事に關聯して少し申上げさせて頂かすと思ひます。それは其時にも申上げておきましたや

うに、秀司先生御夫婦存命中に御教祖は、お道の眞柱として標本の榎本家の三男眞之亮様に決定しておかれた事に對して、人間の常識としては未だ御夫婦が御存命なのでありますから、今後子供が出来ないとは保証し得られない、出来ると思へば男の子が出来るやら、女の子が出来るやらわからん、こんなに早く他から迎へる事に決めて置かれて御二人の間に男の子が出来たらどうするのであらう、と云ふ案じ心があつて御教祖のせられる事が餘り早まつたやり方のやうに思つて色々人間心から疑を抱いてゐる。勿論その外にもほこりになる事のある事は已に申述べましたが、親神様にして見ますと、お秀さんの魂が將來お道の柱となるべきものでありますから、四年以前の明治三年三月十五日迎ひ取られたが、時句を待つて、再び因縁ある元の屋敷に生れ返へささうと親神様はそのお魂をしつかりと抱きしめて居られるのでありますから、將來お道の中心になる可き中山家の嫡流としては當然、女の子が生れねばならぬのでありますし、又親神様はさうしようと時句の来るのを待ちかねて居られるのでありますから、その女の子の配偶者として將來お道の眞柱となる可き人を男子に選まれた所て不思議はないのでありますから、側々の人間心では充分得心が行かなかつたので御座ります。そこで親神様の自由用を示す一つの證據として男の子を一度生れさせ、ちきにそれをお迎ひ取りになつたので御座ります。それは天折された御母堂様の兄さんに當らるゝ方で御座りますが、これは眞柱を迎へるに就て側々の人及び内々の心を一致させるやうに親神様の自由用を御示し下されたので御座ります。

明治8年に「智生童子」は生まれていない！

中山家善福寺 過去帳

光唯軒明譽顯赫信女	明治八年九月廿七日	小寒子
智生童子	明治十二年七月十四日	秀司子
德樹軒門譽靈岸秀司禪定門	明治十四年四月九日	秀司
寶譽妙樹禪定尼	明治十五年十一月十一日	松枝

(神葬ニテ送り善福寺ニ葬ル
墓所見立テナシ焼香引導ト五重約定ニテ)

教祖伝資料集No897

名はたまへ

名はたまへとは、こかんのお腹にいる子供につけられた名前と思われる。

樺本分署跡参考館調査

明治八年六月二十九日 ぢば定め こかん参加。真之亮九歳、樽治郎四歳。
 樺本樽治郎誕生直後から、こかんは樺本へ後妻に行き、真之亮の手を引いて樽治郎を背負い、いつも樺本村の樺本からお屋敷に通っていた。この時、こかんは妊娠していた。
 前日に「空っ子」と呼ばれる早期破水をし、死を覚悟して、教祖不在の九月二十六日、教え続けてきたおつとめをつとめさせ、出来たばかりの中南の門屋で九月二十七日亡くなった。

『復元2号』P60

「たまへ」はこかんのお腹の子！

『おふでさき講習会録(講義)』にある明治8年に生まれた「夭折された御母堂様のお兄さん」とは、明治12年に亡くなった「智生童子」のこととされています。それは中山家の過去帳で確かめることが出来ます。しかし、この子がいつ生まれたかを示す資料は存在しません。ただ「天理教教祖年譜表草案」の明治12年の項に「智生童子、享年二歳」とあります。当時秀司の妻であったまつゑは明治10年2月15日にまち(のちに「たまへ」に改名、御母堂様)を出生していますから、そのあと、「智生童子」は明治11年に生まれたと思われます。

では、おふでさき7号が書かれた明治8年2月から8号が書かれる5月までで教祖の周りで妊娠していた女性を探すと、こかんが浮かび上がってきます。「小寒殿は明治八年六月末に至って、流産せられてから病床に親しむ身となられ」(「小寒子略伝」P25)ていたのです。『おふでさき』に記された「たまへ」はこかんのお腹にいた子である可能性が非常に高いのです。

こかんが明治5年に樺本へ行く時、教祖が「3年の間貸す」と言い、その3年目が目前になった明治6年末からこかんが死ぬ明治8年の間に書かれた『おふでさき』3～11号には、こかんに関する記述がたいへん多いのですが、こかんのこととされているのは11号の最後の方の数首のみで、そのかわりに、それらの多くには、教祖が身を隠されたのちに出来た天理教団の状況を「親神の思召し」であるとするための解釈が付けられました。それらは捏造、改竄、こじつけといった手法によっていると思われます。それゆえ、こかんの実像が見えて来ると、その解釈が根元から崩れてくるので、天理教団はこかんについて神名流しの創作話以外、語らないのです。

82

明治12
己卯

1879

秀司幼児出直(智生童子、享年二歳)。
 ・七月末、大阪本田町の井筒梅治郎信仰始。
 ・秋頃、小二階の建築落成す。
 ・陽曆十月十九日(陰曆九月四日)、河内国教興寺村の松村栄治郎妻おさく身上につき、仲田、辻の両名が見舞に赴き、熱心な人々と共に病氣平癒のため願いづとめをしたが、折柄巡回中の巡査に咎められて袴、扇子等を没収され、逃げ残った森田清蔵は柏原分署に拘引された。

・六月、グラント来朝、七月四日参内。
 ・七月、コレラ流行。
 ・八月卅一日、大正天皇御誕生。
 ・九月、教育令を定め、学制を廢した。
 ・五月、英印軍、アフガニスタンとガンダマツク条約を結ぶ。
 ・十月、第三回、アフガン戦役起る。
 ・九月、ビスマルク、独逸同盟を結ぶ。
 ・エヂソン白熱電燈を發明。

— 68 —

『復元39号』68頁「天理教教祖年譜表草案」より